

令和 7 年第 1 回 鬼北町議会定例会

令和 7 年 3 月 5 日（水曜日）

○議事日程

令和 7 年 3 月 5 日 午前 9 時開議

日 程 第 1 会議録署名議員の指名

日 程 第 2 会期の決定

日 程 第 3 諸般の報告

日 程 第 4 行政報告

日 程 第 5 一般質問

日 程 第 6 議案第 3 号 鬼北町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について

日 程 第 7 議案第 4 号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

日 程 第 8 議案第 5 号 鬼北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

日 程 第 9 議案第 6 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例について

日 程 第 10 議案第 7 号 鬼北町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

日 程 第 11 議案第 8 号 鬼北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

日 程 第 12 議案第 9 号 鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日 程 第 13 議案第 10 号 鬼北町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

日 程 第 14 議案第 11 号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

日程第 1 5	議案第 1 2 号	令和 6 年度鬼北町一般会計補正予算（第 8 号）について
日程第 1 6	議案第 1 3 号	令和 6 年度鬼北町用品調達特別会計補正予算（第 2 号）について
日程第 1 7	議案第 1 4 号	令和 6 年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
日程第 1 8	議案第 1 5 号	令和 6 年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 2 号）について
日程第 1 9	議案第 1 6 号	令和 6 年度鬼北町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
日程第 2 0	議案第 1 7 号	令和 6 年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 3 号）について
日程第 2 1	議案第 1 8 号	令和 6 年度鬼北町病院事業会計補正予算（第 2 号）について
日程第 2 2	議案第 1 9 号	令和 6 年度鬼北町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について
日程第 2 3	議案第 2 0 号	令和 7 年度鬼北町一般会計予算について
日程第 2 4	議案第 2 1 号	令和 7 年度鬼北町用品調達特別会計予算について
日程第 2 5	議案第 2 2 号	令和 7 年度鬼北町国民健康保険特別会計予算について
日程第 2 6	議案第 2 3 号	令和 7 年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計予算について
日程第 2 7	議案第 2 4 号	令和 7 年度鬼北町介護保険特別会計予算について
日程第 2 8	議案第 2 5 号	令和 7 年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計予算について
日程第 2 9	議案第 2 6 号	令和 7 年度鬼北町水道事業会計予算について
日程第 3 0	議案第 2 7 号	令和 7 年度鬼北町病院事業会計予算について
日程第 3 1	議案第 2 8 号	令和 7 年度鬼北町下水道事業会計予算について
日程第 3 2	諮問第 1 号	鬼北町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第 3 3		総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
日程第 3 4		厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

- 日程第 3 5 予算常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 3 6 議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 3 7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 6 議案第 3 号 鬼北町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 4 号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第 8 議案第 5 号 鬼北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 6 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例について
- 日程第 1 0 議案第 7 号 鬼北町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 1 1 議案第 8 号 鬼北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 2 議案第 9 号 鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 3 議案第 1 0 号 鬼北町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 4 議案第 1 1 号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第 1 5 議案第 1 2 号 令和 6 年度鬼北町一般会計補正予算（第 8 号）について
- 日程第 1 6 議案第 1 3 号 令和 6 年度鬼北町用品調達特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 1 7 議案第 1 4 号 令和 6 年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第 2

		号) について
日程第 18	議案第 15 号	令和 6 年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算 (第 2 号) について
日程第 19	議案第 16 号	令和 6 年度鬼北町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) について
日程第 20	議案第 17 号	令和 6 年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算 (第 3 号) について
日程第 21	議案第 18 号	令和 6 年度鬼北町病院事業会計補正予算 (第 2 号) に ついて
日程第 22	議案第 19 号	令和 6 年度鬼北町下水道事業会計補正予算 (第 2 号) に ついて
日程第 23	議案第 20 号	令和 7 年度鬼北町一般会計予算について
日程第 24	議案第 21 号	令和 7 年度鬼北町用品調達特別会計予算について
日程第 25	議案第 22 号	令和 7 年度鬼北町国民健康保険特別会計予算について
日程第 26	議案第 23 号	令和 7 年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計予算につ いて
日程第 27	議案第 24 号	令和 7 年度鬼北町介護保険特別会計予算について
日程第 28	議案第 25 号	令和 7 年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計予算につ いて
日程第 29	議案第 26 号	令和 7 年度鬼北町水道事業会計予算について
日程第 30	議案第 27 号	令和 7 年度鬼北町病院事業会計予算について
日程第 31	議案第 28 号	令和 7 年度鬼北町下水道事業会計予算について
日程第 32	諮問第 1 号	鬼北町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるこ とについて
日程第 33		総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件に ついて
日程第 34		厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件につい て
日程第 35		予算常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
日程第 36		議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件につい て
日程第 37		議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○出席議員（12名）

1 番 坂 本 一 仁	2 番 兵 頭 稔
3 番 高 橋 聖 子	4 番 中 山 定 則
5 番 山 本 博 士	6 番 赤 松 俊 二
7 番 松 下 純 次	8 番 芝 照 雄
9 番 福 原 良 夫	10 番 松 浦 司
11 番 末 廣 啓	12 番 程 内 覺

○欠席議員（0名）

○議会事務局

議 会 事 務 局 長 渡 辺 美 枝 書 記 都 浩 明

○説明のため出席した者

町 長 兵 頭 誠 亀	副 町 長 井 上 建 司
企 画 振 興 課 長 小 川 秀 樹	総 務 財 政 課 長 水 野 博 光
危 機 管 理 課 長 東 英 範	町 民 生 活 課 長 善 家 直 邦
保 健 介 護 課 長 谷 口 美 穂	環 境 保 全 課 長 森 明
農 林 課 長 奥 藤 幸 利	森 林 対 策 室 長 奥 藤 幸 利
建 設 課 長 佐 子 司	水 道 課 長 佐 子 司
日 吉 支 所 長 山 本 万 里	会 計 管 理 者 山 本 雄 大
水 道 課 主 幹 二 宮 洋 之	教 育 長 行 定 洋 嗣
教 育 課 長 佐々木 健 次	農 業 委 員 会 会 長 谷 口 雄 記
農 業 委 員 会 事 務 局 長 奥 藤 幸 利	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 谷 口 清 美

○副議長（末廣 啓君）

起立。

礼。

○議長（程内 覺君）

改めまして、おはようございます。

ただいまから、令和7年第1回鬼北町議会定例会を開会いたします。

午前9時00分 開議

○議長（程内 覺君）

町長から招集の挨拶があります。

○町長（兵頭誠亀君）

改めて、おはようございます。

令和7年第1回鬼北町議会定例会を招集いたしましたところ、御参集いただきましてありがとうございます。

早いもので、令和7年も2か月がたちました。今年の年明けは、昨年と違いおだやかな年明けであったわけですが、2月初旬には、強い寒波の影響で、南予を中心に大雪警報が発表され、本町におきましても数年ぶり、あるいは十数年ぶりと言われる大雪となりました。除雪に当たりましては、町内業者の皆様をはじめ、多くの方々に大変お世話になりました。

大きな事故等はありませんでしたが、園芸用パイプハウスを中心に、農業用施設に多数の被害が発生いたしました。また、一時は水道管の凍結による漏水で、断水も心配されましたが、課を超えた職員の協力体制により漏水調査を行うことで、断水を回避することができました。このまま暖かくなることを望むばかりであります。

一方、社会情勢に目を向けますと、アメリカにおいて第2期トランプ政権がスタートして以降、選挙戦で訴えた政策を次々と実行に移しております。中でも外国からの輸入品に関税を課すとの表明は、日本へも大きな影響があると思われます。社会情勢の変化は、今までにも増して予想し難いものになると思われますが、目測を誤らぬよう注視していきたいと思っております。

さて、本定例会に提案しております議案等は、条例の制定1件、条例の一部改正8件、令和6年度補正予算8件及び令和7年度予算9件、諮問1件を提案するものであります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げまして、令和7年第1回鬼北町議会定例会の招集挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、先に配付しました別紙議事日程のとおりです。

このとおり議事を進めたいと考えますので、各位の御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、鬼北町議会会議規則第127条の規定により、2番、兵頭稔議員、3番、高橋聖子議員、以上の両議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から3月19日までの15日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は、本日から3月19日までの15日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第9項の規定により、監査委員から、危機管理課、保育園、認定こども園、公民館、連絡所及び三島簡易郵便局、出納室、町民生活課、議会事務局の所管に係る定期監査、並びに同法第235条の2第3項の規定により、令和6年11月分、12月分及び令和7年1月分に関する例月現金出納検査の結果に関する報告について提出がありましたので、写しをお手元に配付をしております。

令和7年2月19日、愛媛県町村議会議長会第76回定期総会が松山市で開催され、令和7年度事業計画及び予算が原案のとおり承認されました。その詳細は議会事務局に資料を保管しておりますので、後刻お目通しをください。

次に、先の定例会から本日まで議長として行動をした主な事項につき報告をします。

別紙、議長諸般の報告をお手元に配付をしておりますので、お目通し願います。

続いて、地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議事件説明のため、出席を求めている者を報告します。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、監査委員。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長を通じ、副町長、会計管理者、支所長、各課長等の出席を求めています。

なお、監査委員から欠席する旨、届出を受けておりますので報告します。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第4、行政報告。お手元の町長行政報告に、12月定例会以降の行動状況を提示しております。

主なものを申し上げます。

12月18日から19日まで、京都府の京都丹後鉄道の運営状況について視察してまいりました。同行者は、愛媛県特別参与の田中英樹氏、岡原宇和島市長、坂本松野町長、中平四万十市長、四万十町森副町長ほか、高知・愛媛両県の予土線利用促進対策協議会メンバー13人です。

内容は、京都丹後鉄道の観光列車である「あかまつ号」に乗車し、観光に特化した関係人口の拡大についていかに対応しているか。また、地域自治体がどのように関係しているかなどを視察してまいりました。

京都府職員や実際の運行に携わっているWILLER TRAINS株式会社、北近畿タンゴ鉄道株式会社幹部の方へヒアリングを実施し、これまでのプロセスについて拝聴し、予土線への対応の可否についても協議してきたところです。

次に、12月21日、道の駅日吉夢産地大規模改修落成式リニューアルオープンイベントに参加いたしました。改修は店内の拡張、集出荷倉庫、そして本館外装、レストランの天井、事務所、トイレなどの再整備により、お客様に利用しやすい、そして働きやすい職場環境をコンセプトに改修を実施したところです。

当日は、阿部南予地方局長、衆議院議員、長谷川淳二氏、4名の地元県議の皆様、町議会程内議長ほか議員各位、多くの関係者などに御参加いただきました。

オープン以降、12月、1月は前年比、前年同月期比150%強の売行きであります。2月は大雪により苦戦を強いられましたが、また巻き返しを図っていただいております。

同じく、12月21日午後から、奈良山等妙寺史跡公園オープン記念シンポジウムを開催いたしました。9月の公園オープン以降、様々なイベントを展開しております。この日も、町内外、県内外から40名ほどの参加者が集い、等妙寺の生い立ち、歴史的価値、今後の文化財の活用方法などについて学ぶ場の提供をいたしました。

なお、お手元には、3月9日日曜日に開催する中世等妙寺・歴史体感パレードというイベントを開催いたします。そのパンフレットを用意いたしております。町内保育園児、小学生、北宇和高校生を中心としたパレード、ダンス公演、そして夕方には歴史交流館付近でのナイトミュージアムを予定しております。議員各位もぜひ御参加いただければ幸いです。

1月20日、エクアドル駐日大使セサル・モンターニョ氏が来庁されました。エクアドル国内で商業活動の御経験のある町内在住者の方の御紹介で、前日にはナルカワ・ネイチャーホテルに宿泊され、町内を少し散策され、お越しいただきました。鬼のまちづくりに興味を示され、エクアドルの郷土行事との類似点について興味深く話されていまして。今後も何らかの形で交流を続けることも検討したいと考えております。

3月1日、北宇和高校教育寮の卒寮式に参加いたしました。新築した寮に2年生のときに入った宇都宮千虎さん、1名の卒寮式でありました。寮ができるまでの古民家での生活、寮ができてからは、下級生を引っ張る大黒柱として活躍してくれた彼の姿は大変大きく、私自身も誇らしくも感じました。会場内において、本当に感動的な時間を共有、プレゼントしていただきました。今後、彼は、北海道酪農学園大学に進み、違う立場で、ぜひ鬼北の地で北宇和高校に携わりたいと言っておられました。

来年以降、卒寮生は7人、14人と増えていきますので、1人だけの卒寮式は、最初で最後となるでしょう。しかし、北宇和高校が生き残ることで、多くの生徒に感動を与え、より多くの生徒が鬼北をしっかりと心に染み込ませてくれることは、今の鬼北の町にできるすばらしいまちづくりの一つだと考えております。新たな付加価値の誕生にも期待しております。

さて、令和6年度もあと1か月ほどになりました。本年度におきまして、物価高騰対策等、国・県と連携した緊急な対応等、幾度とない協議依頼に対しまして、積極的に御協力いただきました議員各位に対しまして、再度御礼申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（程内 覺君）

これで行政報告は終わりました。

日程第 5、一般質問を行います。

今回の定例会には、中山定則議員、兵頭稔議員、芝照雄議員、以上の 3 名から質問の通告がありました。

これを順番に発言を許可します。

まず、4 番、中山定則議員の一般質問を一問一答方式で行います。

中山議員は、質問席へ移動してください。

時間は、ただいまから 60 分の予定です。

中山議員、質問 1 についての質問を行ってください。

○ 4 番（中山定則君）

議席番号、4 番、中山定則です。

先の通告のとおり、一般質問を行います。

質問 1、第 4 次鬼北町男女共同参画基本計画の推進状況について。

内閣府は、令和 7 年 2 月 4 日、令和 6 年 9 月実施の男女共同参画社会に関する世論調査の結果を発表しました。

社会全体で見た場合には、男女の地位は平等になっているかの質問に対して、男性のほうが非常に優遇されている 11.9%、どちらかといえば男性のほうが優遇されている 62.8%、平等 16.7% の回答でありました。

鬼北町においては、令和 5 年の同じ質問では、男性のほうが非常に優遇されている 7.6%、どちらかといえば男性のほうが優遇されている 49.2%、平等 18.3%、内訳は男性が 22.1%、女性が 15.5% の回答でありました。

令和 6 年度からの鬼北町の第 4 次鬼北町男女共同参画基本計画の推進状況について伺います。

（1）本計画で男女が平等と感じる人の割合を 18.3% から 25% に上げる数値目標を設定しています。数値目標を達成するため、どのような取組を行っているかを伺います。

（2）学校では、家庭科教育等で男女の平等について学習の充実が図られているようではありますが、当町の取組について伺います。

（3）庁内に男女共同参画推進のための連絡網が整備され、関係課室が効率よく諸課題に対応できる体制づくりが進んでいるかを伺います。

以上、お願いします。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、中山定則議員の第1番目の第4次鬼北町男女共同参画基本計画の推進状況についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の本計画の男女が平等と感じる人の割合における数値目標について、数値目標を達成するため、どのような取組を行っているのかとの御質問であります。町では、令和6年3月に、現行の第4次鬼北町男女共同参画基本計画を策定したところでありまして、御質問の男女を感じる平等意識につきましては、住民意識調査の結果から、男女間で平等意識に乖離があると捉え、その取組については、町ホームページや町広報紙等を活用して情報発信を行うとともに、国・県等のセミナーや研修会の参加周知、ワークショップの実施などを通じ、考え方や態度・行動など意識改革につながる機会の創出に努める旨、現行計画に明記したところであります。

本計画の取組を推進するため、男女共同参画社会づくりの功労者として、内閣総理大臣表彰を受賞された講師による県主催のセミナーを当町で開催するとともに、女性起業家を講師に招いたワークショップを開催し、それらの開催内容や、町内で活躍されている女性の活動について、毎月、広報誌に掲載するなど、意識改革につながる機会の創出、情報発信に努めているところであります。

また、公益財団法人えひめ女性財団の協力の下、女性団体や女性防災士を対象に、「女性の視点を取り入れた発災時の避難所運営」をテーマに、災害時における男女共同参画の在り方について研修会を実施するなど、男女平等参画社会の構築を推進する取組にも努めております。

次に、2点目の学校では、家庭科教育等で男女の平等について学習の充実が図られているようであるが、当町の取組について問うとの御質問ですが、文部科学省では、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達の段階に応じ、社会科、保健体育科、技術家庭科、道徳、特別活動等の教科等を含め、学校教育全体を通じて男女の協力や男女の平等、男女が共同して社会に参画することの重要性についての指導の充実を図っており、当町の小・中学校におきましても、この内容を踏まえた上で、各授業を行っております。

そのうち、家庭科におきましては、現在使用しております中学校の教科書には、表紙に「自立と共生を目指して」と記載されるとともに、教科書内の挿絵には、男性と女性が協力して家事や子育てをする姿などが描かれており、中山議員の御質問にありますとおり、男女の平等、共同についての学習の充実が図られているところであります。

す。

なお、中学校の技術科・家庭科につきましては、過去には、男女別々に授業を行っていた時期がありましたが、平成元年度に、中学校学習指導要領の改訂があり、現在は、当町の中学校におきましても、男女共修となっております。

児童生徒の名簿につきましても、男子が先と決まっていた男女別名簿から、男女混合名簿とし、出席番号も男女混合となるように変更を進めており、令和7年度からは、全部の小・中学校で実施の予定です。

また、制服につきましては、広見中学校では、令和6年度から制服をブレザーに変更し、性別に関係なく、スラックスやスカートが選択できるようになっております。日吉中学校においても、令和7年度から制服をブレザーに変更し、同様の取組を実施することになっております。

なお、小学校におきましては、現在、ズボンやスカートの着用について男女での制限は設けておりません。

固定的な性別役割分担意識や、無意識の思い込みが、男女共同参画社会の実現を阻む要因の1つであると考えられますので、学校生活におきましても、思い込みへの気づきを促し、変えていくことが大切であると考えております。

次に、3点目の男女共同参画推進のための連絡網が整備され、関係課室が効率よく諸課題に対応できる体制づくりが進んでいるのかとの御質問であります。関係課室と即時に連絡調整が可能な業務用グループウェアシステム、業務用メール等のツールにより、関係課室との連絡体制を構築しているほか、取組事業における研修会やセミナー開催周知等についても、ツールを活用し、職員個々との連絡網により、効率的に情報共有を図っているところであります。

今後におきましても、関係課室と連携し、男女共同参画の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、中山定則議員の第1番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（程内 覺君）

中山議員、質問1、（1）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

一般町民を対象にした定期的な町民の意識を改革するような講演会等は、開催しているのかをお伺いします。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほど御質問いただきました男女共同参画推進のための定期的な講演会を開催しているのかというふうな御質問等ではありますが、今年度につきましては、先ほど答弁にもございました、県が主催で開催をしていただきました人口減少対策セミナー、そちらと、あと町が賑わい創出事業の一環として開催をさせていただきました賑わい塾、そうしたものを町民向けのセミナー、研修会、講演会として開催をさせていただきました。

それぞれの内容につきましては、人口減少対策における内容であったり、賑わい創出事業に関する内容ではありますが、それぞれの内容の中に男女共同参画の視点というものを含んでいただいて、重層的に講演会をさせていただいたと、研修会をさせていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○4 番（中山定則君）

この件の啓発で、町のホームページ、広報きほく等で情報発信しているということなんですが、町のホームページにおいて、この男女共同参画の啓発関係のページといえますか、そういうものをつくる考えはないか、お伺いをします。

○議長（程内 覺君）

しばらく休憩します。

休憩 午前 9 時 2 6 分

再開 午前 9 時 2 7 分

○議長（程内 覺君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

ホームページを活用して積極的な広報活動をしてはどうかという御提言、御質問だと思いますが、はい、御意見を参考に積極的に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（程内 覺君）

（１）については、よろしいですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（程内 覺君）

それでは、中山議員、質問１、（２）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

男女共同参画局が示しています、男女平等を推進する教育・学習の施策として、学校行事などの学校運営やＰＴＡ活動などの地域活動が、性別に基づく固定的な役割分担を前提に行われないう留意するとなっております。このことについて町内の状況について伺いをいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

教育長のほうから答弁いたします。

○教育長（行定洋嗣君）

ただいま学校行事での男女の共同ですか。学校行事に関することとＰＴＡ活動に関することで、どのように取り組んでいるかというような内容の質問だったというふうに思いますけれども、学校行事につきましては、例えば運動会とか、文化祭とかでいろいろな役割分担があったりすると思うんですけれども、そういったことにおいて役割を男女混合にするとか、そういった性別にとらわれないような、性別で役割を分担することのないような取組をしているところでございます。

ＰＴＡ活動に関しまして申しますと、ＰＴＡ活動の中心となるＰＴＡ会長でございますが、令和６年度の状況で言いますと、男性のＰＴＡ会長が５名、女性のＰＴＡ会長が３名ということになっております。３７．５％の女性の割合ということになっておりますが、これにつきましては、年によって異なりますので、これから先もそれがずっと続いていくということにはならないというふうには思っております。

活動につきましても、先ほどの学校行事と同じように、女性だから男性だからということではなく、最近はですね、ＰＴＡ活動にも男性の方もたくさん参加してくださっています。以前はＰＴＡ行事には、お母さん方が参加するということが多かったんで

すけれども、例えば参観日等々につきましても、男性のお父さんの参加なども多数あるところでございます。

そういったことで、以前と比べまして男女共同という意識は、学校においても、PTA活動においても高まってきているというふうに認識しております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

中山議員、理事者側のほうが聞き取りにくいようなので、もう少し分かりやすく質問していただいてよろしいですか。

○4番（中山定則君）

はい。今、教育長が言われた内容について、さっきの1番に戻るんですがというか、情報発信、こういうふうな活動をこういうふうに行ったという活動をホームページあるいは広報等で情報発信していただけたらと思います。

それと、愛媛新聞の記事で、東大生が作成した大学進学男女格差に関する白書で、難関大学で女性比率が低い状況は続いていると。その背景には、教員や保護者に、男性は働き、女性が家事をするという固定概念があると指摘しています。

このような指摘があるということについて、こういう固定概念を取り払う必要があると思うんですが、当町における現状というものをどのように認識されているか伺いをいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

今の前段の難関大学への部分と家庭における仕事の区別という点では、全部が100%一致する部分はないと思うんですけども、町の施策として、子育て支援施策として、働く男性、働く女性、その御夫婦にとっての施策というものもしっかりと私は展開しておると。もちろん四半世紀前、または半世紀前の我々が子どもの時分にあったような偏見というものも、まだまだ残っているかもしれませんが、それを改善すべくこの計画があるというふうに認識してございまして、やはり施策として働く女性、または働く男性それぞれ、また子育て中の家庭、そして教育を受ける平等性の確保、そういう点で、今の町の施策がこの計画にのっとっておるということは、私はそのように前に進んでおるという認識をしておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○4番（中山定則君）

町長、言われるのは分かるんですが、私が思ったのは、先ほど言いました、そうい

う背景に女性のそういう大学への進学率が低いという背景に、教員や保護者に、先ほど言いましたように、男性が働き、女性が家事をするという固定概念、それが教員や保護者ということをこの東大生の白書が指摘していることについてどうかということ で再度お伺いをします。

○町長（兵頭誠亀君）

教育長が答弁をいたします。

○教育長（行定洋嗣君）

教員や保護者がというふうにおっしゃられましたが、児童生徒にとって最も近くで働いている姿を見せることができるのは、教員であろうかと思うわけですが、その教員につきまして、町内の小・中学校の教職員の男女別割合でいいますと、女性教員が 58.9%、男性教員が 41.1%というふうになっておって、女性のほうが多い比率 になっております。

この状況から見るときに、女性はうちで働くもの、男性が外で働くものということ にはならない。子どもたちは、日々そういう教員の姿を見ているということになります ので、少なくとも、教員の側で言うと、意識を生み出しているということにはなら ないかと思っております。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○4 番（中山定則君）

再度お伺いするんですが、難関大学等の女性比率ということで、進路指導等でそう いう場面のことで、こういう指摘をしているんじゃないかと私は想像するんですが、 その辺は女性の教員の方は多いということなんですが、そういうことは、ここの指摘 は当たらないと考えていいのかどうか、再度質問いたします。

○町長（兵頭誠亀君）

もし、そのような指導をしているのであれば、それは大問題でありまして、私のほ うから、教育委員会のほうに、そういうふうな事実があるのかということを確認しな ければなりませんけども、逆に今は想像しておりますがという話でありますけども、 想像の域を脱しないのであれば、御質問は差し控えていただきたいなというふうにし ます。

以上です。

○議長（程内 覺君）

中山議員、よろしいですか。

○4 番（中山定則君）

そういったら質問はしたわけなんですけど、質問は終わります。

○議長（程内 覺君）

はい。それでは質問 1、（3）について再質問はありますか。

○4 番（中山定則君）

先ほどの答弁で、各事業において関係課でメール等で対応、協議をしているということなんですけど、そういう連絡会議等を集まって開催したことがあるかどうか伺いをします。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今年度につきましては、今現在そういった集まって開催をするというような会は開催をしておりますが、今現在進めております長期総合計画、そちらの策定に係る内容にも絡んでおりまして、今後、お集まりをいただく中で、各課からそれぞれ御意見をいただく等、協議をさせていただく、そういった予定をしておるところです。

以上です。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○4 番（中山定則君）

はい。

○議長（程内 覺君）

以上で質問 1 については終了します。

続いて、質問 2 についての質問を行ってください。

○4 番（中山定則君）

質問 2、第 5 次鬼北町行政改革大綱（案）について。

第 5 次鬼北町行政改革大綱（案）の中で、行政改革推進上の主要事項について、実施計画である集中改革プランの次の事項について伺います。

なお、集中改革プランが示されていないので、今までの集中改革プランなどを参考に質問をさせていただきます。

1 番として、事務事業見直しの中で、事務事業の効率化。この項目、引き続き事務事業の整理・合理化について取り組む必要があると思うのですが、取り組む必要はないか。

2番として、組織・機構の見直しなんですが、ここで男女共同参画社会の構築、どういう形で集中改革プランを策定したのか。

3番として、定員、給与の適正化、ここで定員の適正化について示されていないんですが、このことについては集中改革プランは策定されたかどうか。

4番として、人材の育成・確保。新たな人材の確保、これについてもどのような集中改革プランを策定したか。

5番、行政サービスの向上として、デジタル・トランスフォーメーションの推進、これについてはどのような集中改革プランを策定したか。

6番、公正の確保と透明性の向上。ホームページの充実、ここでは町民のまちづくりへの参加意欲を引き出すためにホームページを媒体として何をするのか。

7番、経費の節約合理化等の財政の健全化。自治体クラウドの推進、当町においては、1市4町で自治体クラウドということに入っておられるということなんですが、様式の統一による事務の標準化、これは国のほうから示されていると思うんですが、その進捗状況について伺います。

8番として、公共施設の適正管理と運営等の効率化。未利用財産の活用、土地・建物等でこういう未利用している建物、財産について、年次的にどのように活用していくか、そういう改革プランは策定されているのか。

以上、よろしくお願いします。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、中山定則議員の第2番目の第5次鬼北町行政改革大綱（案）についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の事務事業の見直しのうち、事務事業の効率化について、引き続き事務事業の整理・合理化に取り組む必要があるのではないかと御質問でありますが、住民ニーズの多様化、行政手続の複雑化・多様化が進む中、職員一人一人の業務の負担は年々増大いたしております。

このような状況の中で、限られた職員数で業務を遂行することには、業務の見直し、標準化、IT化といった効率化が必須となりますが、業務の効率化を進めるに当たっては、中山議員の御質問にありましたように、事務事業の整理・合理化についても、引き続き取り組む必要があると考えております。

次に、2点目の組織・機構の見直しのうち、男女共同参画社会の構築について、ど

のような集中改革プランを策定したのかとの御質問であります。男女共同参画社会の実現に向け、住民の男女共同参画社会の推進を図るとともに、鬼北町男女共同参画基本計画の遂行に努める旨、集中改革プランに定め、先ほどの1番目の御質問でもお答えいたしましたように、各課室や職員個々との連携により、効率的に情報共有、男女共同参画の推進に取り組むものとしたしております。

次に、3点目の定員及び給与の適正化のうち、定員適正化についてどのような集中改革プランを策定したのかとの御質問であります。近年、事務の多様化・複雑化に伴い、職員の負担は年々大きくなっており、職員数の削減についても限界に近い状況となっております。

今後は、事務の効率化を図りつつも、事務量に応じた定員を確保し、職員の健康管理を考慮した定員管理を図っていきたいと考えております。

次に、4点目の人材の育成・確保のうち、新たな人材の確保についてどのような集中改革プランを策定したのかとの御質問であります。近年、優れた人材確保のため、早期募集を実施する自治体も多い中、鬼北町においても、令和4年度から、従来9月に実施しておりました採用試験を7月と9月の2回実施いたしております。今後につきましては、さらに試験時期、試験内容、募集方法について見直しを行い、新たな人材確保に努めてまいることとしたしております。

次に、5点目の行政サービスの向上のうち、デジタル・トランスフォーメーションの推進についてどのような集中改革プランを策定したのかとの御質問であります。行政手続のオンライン化、情報システムの標準化・共通化、AIの利用促進、地域社会のデジタル化などを通じて、町民の利便性の向上と行政事務の効率化を集中改革プランに定めております。

具体的には、県と16市町で共同運用しております、えひめ電子申請システム、また、今年度に導入いたしました、書かない窓口システムを活用し、行政手続のオンライン化・効率化を進めるとともに、町ホームページにおいて、AI機能の活用に努めております。また、電子通貨システム「KIHOC A」の利用を推進し、地域社会のデジタル化に努め、町民の利便性向上と行政事務の効率化に取り組むこととしたしております。

次に、6点目の公正の確保と透明性の向上のうち、ホームページの充実について、町民のまちづくりへの参加意欲を引き出すために、ホームページを媒体として何をするのかとの御質問であります。ホームページによって、積極的な情報発信を行い、利用率、閲覧率の向上を図ることで、町行政に対する興味・意識の醸成や、参加意欲

の向上など、まちづくりへの関心が高まるものと考えております。

昨年１０月から今年１月にかけて、ふるさと納税におけるガバメント・クラウドファンディングを実施したところ、多くの方に御支援をいただいたほか、ホームページでの行政課題解決プランの提案募集について検討を始めたところであり、今後もホームページを媒体として、町行政への参加意欲の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、７点目の経費の節約合理化等の財政の健全化のうち、自治体クラウドの推進について様式の統一による事務の標準化の進捗状況を問うとの御質問であります、当町においては、令和４年４月から、県内７市町で構成されている中南予自治体クラウドにおいて、３６業務を共同利用しているところであります。

地方公共団体の基幹系情報システムについて、令和３年９月に、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が施行され、標準化対象事務の２０業務について、令和７年度までに、ガバメントクラウドへの移行が義務づけられており、当町において対象となる１８業務を令和７年度にガバメントクラウドに移行する予定としており、様式の統一が推進できる計画といたしております。また、残りの１８業務については、ガバメントクラウドへの移行完了後に、順次様式の統一を行っていく計画といたしておりますので、御理解をいただきますようお願いをいたします。

次に、８点目の公共施設の適正管理と運営等の効率化のうち、未利用財産の活用についてどのような集中改革プランを策定したのかとの御質問ですが、未利用財産については、利用方法及び費用対効果等を検討し、公共施設を含めて、有効活用が見込まれないものについては、処分等を検討してまいりたいと考えております。

直近の例で申し上げますと、書庫として利用しておりました鬼北町仮庁舎につきましては、建築後約５０年が経過して、老朽化が進み、南海トラフ地震により倒壊した場合、周辺に被害が及ぶおそれがあることから、早急に解体撤去を行う予定といたしております。

なお、跡地の利用方法につきましては、議員の皆様のお知恵も借りながら検討してまいりたいと考えておりますが、その他未利用財産につきましても、貸与、売却も含めて、有効活用を検討していきたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、中山定則議員の第２番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（程内 覺君）

中山議員、質問２、（１）について再質問はありますか。

○４番（中山定則君）

ありません。

○議長（程内 覺君）

それでは、質問２、（２）について再質問はありますか。

○４番（中山定則君）

先ほど男女共同参画について質問をしたわけなんですけど、５年間の年次ごとにどのようなことをしていくのかという集中改革プランというのはつくられているのかどうか質問します。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

先ほど答弁の中にもございましたが、鬼北町男女共同参画基本計画の遂行に努めるという旨で定めているところでございまして、基本計画の中に５年における目標等を記載しているところでございます。

以上です。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○４番（中山定則君）

ということは、年次ごとには作成していないということではいいんですか。再度質問します。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

はい、年次ごとにおける目標数値というところは定めてはおりません。

以上です。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○４番（中山定則君）

はい。

○議長（程内 覺君）

それでは、中山議員、質問２の（３）の再質問はありますか。

○４番（中山定則君）

定員管理については、この行政改革大綱については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律が基になっていると思うんですが、その中で、地方公務員の職員の縮減ということで、地方公共団体に対して、平成17年4月1日における等の職員数から、その1,000分の46に該当する数以上の純減するようになるように、地方公共団体に対し職員数の厳格な管理を要請するとともに、必要な助言、その他の協力を行うものとするということが基になっていると思うんですが、現在においては、国・県からの要請というのは、職員数を何%減らせとか、そういう要請はないのか。

それと、集中改革プランで、もう職員数を減らす限界に達しているのに、減らすような集中改革、年次ごとの集中改革プランは立てていないのか、その辺について再度質問をいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長が答弁いたします。

○総務財政課長（水野博光君）

はい、失礼いたします。集中改革プラン、失礼しました。行政改革大綱とは別に定員管理計画というのがございまして、平成17年に策定いたしました定員適正化計画におきまして、当時211名であった職員数を、平成27年度までに172名とする、32名削減するという計画を策定しました。その結果、平成27年には、定員管理の職員数が169名ということで、42名の職員の削減をしておるところでございます。

それ以降、定員管理計画につきまして、5年ごとの見直しをしております。今現在の計画が、令和3年度から7年度までの5年間の計画が今現在動いておるところでございます。

令和6年の職員数を目標数を173名としております。それから、今現在県からのほうのそういう削減の要請があるかということにつきましては、確認をさせていただいて、後ほど回答させていただいたと思います。

以上です。

○議長（程内 覺君）

中山議員、よろしいですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（程内 覺君）

それでは、質問2、（4）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

ありません。

○議長（程内 覺君）

ないですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（程内 覺君）

それでは、質問2、（5）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

行政サービスの向上ということで、行政手続のオンライン化した業務、そして今後のオンライン化をする計画について質問をいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

オンライン化した業務の御質問だと思いますが、先ほどの答弁でもありましたとおり、今年度につきましては、書かない窓口システムというものを導入させていただき、今現在御利用をいただいているところでございます。

今後につきまして、具体的なオンライン化の業務につきまして、関係課から連絡等はいただいておりますので、企画振興課で把握している部分はございません。

以上です。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○4番（中山定則君）

例えば公民館の予約、あるいはいろいろ施設の予約等のオンライン化は予定していないのか、再度伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

公民館含め、各課が所管する施設の予約等システムで管理する、そういったことについて、現在予定をしているということはお聞きをしております。

以上です。

○4番（中山定則君）

デジタル社会の実現に向けた重点計画の中では、図書館の図書の貸出し予約と文化・スポーツ等施設の利用予約、地方税の申告手続、いろいろあるわけなんですけど、そういうデジタル社会の実現に向けた施策のためのオンライン化について、今後どう進めていくか、再度伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

今の御質問は、愛媛県のデジタル・トランスフォーメーションにおける暮らしのDXの部分だと思うんですけども、その部分について、鬼北町のほうでは、先の区長・組長会でも話をしたんですけども、やっぱり携帯電話1つとってもですね、スマホの方と、まだまだその前のガラ系と言われる携帯を持っていらっしゃる方があって、先ほど議員の御質問がありました携帯、またはパソコンのほうから公民館の予約をするとかいうものについては、あってしかりだと思ひまして、その分についても進めないかんとは思うんですけども、一方で、やはり各公民館に行って、どうぞなというふうな地域の方々の触れ合いというものを大切にする今は時期だろうなと私は思っております。

ですから、そこに全ての税金を投入するというよりは、しっかりと状況状況を見計らって、全ての方々にその移り変わりというものを、少しでもああそういうことか、こういうふうに変わってきたんだなというふうに理解してもらうような移行時期が必要なんじゃないかなと思うわけでありまして。

それも御理解いただきながら、DX、暮らしのDXを進めてまいりたいというふうに思います。御理解のほどお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

中山議員、よろしいですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（程内 覺君）

それでは、中山議員、質問2、（6）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

ありません。

○議長（程内 覺君）

ありませんか。

それでは、質問2、（7）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

先ほどの答弁で、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が、もう施行されています。それによって、それによる二重業務についても進めているということなのですが、そういうことなのですが、毎年のようにある税制の改正等でシステムのカスタマイズというか、の委託料を見ると、そういう経費の削減になっているのか、その辺について伺いをします。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁いたします。

○危機管理課長（東 英範君）

ただいまの御質問で経費の削減になっているかというところでございますが、自治体クラウドの導入によりまして、導入当初の経費比較で約1割程度の削減ができるというところで、自治体クラウドのほうをまず推進をしております。

来年度から法律の施行によりまして、二重業務のガバメントクラウドに向かうというところではありますが、こちらにつきましては、自治体によってそれぞれ経費が変わってまいります。導入経費が上がる場所もあれば、ランニングコストが上がる下がる、そういったところもございます。そういったところにつきましては、導入のコストにつきましては、国のほうで補助がある、また、ランニングコストにつきましては、交付税措置を行うというふうなことが出されておりますので、御理解いただければというふうに思います。

以上です。

○議長（程内 覺君）

中山議員、了承ですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（程内 覺君）

それでは、中山議員、質問2の（8）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

未利用財産の活用の件なのですが、それぞれの施設の個別施設計画があると思うんですが、そういうところの整合性も含めて、集中改革プランで活用というのを定めているのか、再度伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長が答弁いたします。

○総務財政課長（水野博光君）

個別施設管理計画は、別の計画としてあるわけですが、それとリンクしているかといったことですが、集中改革プランのほうには、具体的に何年に何を壊すというようなことは載せてはおりません。財政状況等によりまして、事情がどんどん変わってまいりますので、その具体的な計画については、中長期行財政計画の中でローリング等を行いながら、財政状況を勘案しながら、実行していくという予定としております。

以上です。

○4番（中山定則君）

今の答弁なんですが、集中改革プランというのは、行政改革大綱に基づいて行政改革の重点項目等の取組を特定年限に集中的に実施するために、数値目標を掲げて行政改革の具体的な内容を示すとともに、達成状況を管理するものというふうになっていると思うんですが、5年後、年次ごとが無理である場合、いろいろな財政状況もあるわけなんですが、計画としては、そういう集中プラン特定年度にこういうふうなことをするのだという計画を立て、達成できなければローリング、送るとか、次に送るとか、そういうことをしないといけないと思うんですが、そうしないと、この行政改革大綱の意味がないと思うんですが、最後に質問させていただきます。

○町長（兵頭誠亀君）

議員、御指摘の部分は十分承知をしておるつもりでありますけども、私が就任した8年間の中にもですね、これを先にしたいと思ったことについても、7月豪雨災害があったり、それから、コロナ対策があったりと、どこでハード事業というものを確認をしようかといったらですね。やはり経験上から、投資的経費に使用する一般財源総額というものが旧の広見町、または旧の日吉村、合併した当時と比べてどのぐらい上下しておるか、私なりにその数値を見てですね、その5か年計画の中で、ここはしんどいなというところがあったりするところについて、少しローリングをしようかというふうに悩んでおるわけでありまして、中山議員御指摘の計画をしっかりと目標達成にやっということは分かっておりますけども、やはりその時々、3年後にはせないかんとか、逆に各地域でこの施設をこのように活用したいと。例えば今の保育所、旧保育所なんかをですね、このようにしたいというような御提案があれば、それは早急に対応して各地域の盛り上がりというものを損なわないようにせないかん。

それが、6年後、7年後の事業であっても、二、三年後に着工しますよということはあるといいんじゃないかなと私は思っております。

中山議員の御指摘は十分分かるんですけども、そういうふうな部分も御理解いただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

中山議員、よろしいですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（程内 覺君）

これで、中山定則議員の質問を終わります。

○町長（兵頭誠亀君）

保留にした部分について、総務財政課長が答弁させていただきます。

○総務財政課長（水野博光君）

失礼いたします。先ほど中山議員のほうから、職員の削減について、県のほうから今現在要請はないのかといった御質問であったかと思いますが、適正管理についての指示はありますが、具体的な削減の指示といったものは、今はないということでございます。

以上です。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○4番（中山定則君）

数値的な指示はない適正管理というのは、増えても問題はないということですか。

適正に管理していればで取れるということでもいいのかどうか。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長が答弁いたします。

○総務財政課長（水野博光君）

一般的に考えまして、増えるというのはなかなか難しいかと思うんですが、平成17年に最初の通知が出たときは、全国的な合併があった当時で、そこから職員を削減していきましょうというようなことで、皆さん、目標を立てて削減をしてきたわけでございます。

同時に業務量はどんどん増える中で、その減った人数で仕事を回していくのが大変な状況で、そこからさらに削減目標を立てなさいというのは、ないというふうな認識をしております。

ですから、我々も増やすのではなく、業務の効率化、見直し等で今の人数で何とかやっていこうというふうな考えでおるところでございます。

以上です。

○議長（程内 覺君）

ここで、しばらく休憩します。

再開を１０時２５分とします。

休憩 午前１０時１２分

再開 午前１０時２５分

○議長（程内 覺君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの中山議員の質問に対し、教育長のほうから訂正があります。

○教育長（行定洋嗣君）

先ほど中山議員の質問の中の答弁で、町内の教員の男女比について御説明いたしました。男性教員が４１．１％、女性教員が５８．９％と申し上げましたが、そこは正しくは、小学校教員は今のパーセントでございます。全体で申しますと、全体というのは小・中学校ですけど、男性教員が４７．２％、女性教員が５２．８％でございます。訂正をさせていただきます。

○議長（程内 覺君）

次に、２番、兵頭稔議員の一般質問を一問一答方式で行います。

兵頭議員は、質問席へ移動してください。

時間は、ただいまから６０分の予定です。

兵頭議員、質問１について質問を行ってください。

○２番（兵頭 稔君）

議席ナンバー２番、兵頭稔。先に通告のとおり、一般質問を一問一答方式で行います。

質問１、町道の維持管理について。

町道は、現在６６９路線あると思いますが、そのうち、重要路線の維持管理について伺います。

（１）町道日向谷線の側溝工事の工事内容について伺います。

（２）積雪時の除雪作業、国道・県道・町道の作業手順について伺います。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、兵頭稔議員の第１番目の町道の維持管理についての御質問にお答えをい

たします。

まず、1点目の町道日向谷線の側溝工事の工事内容について問うとの御質問にお答えをいたします。

工事名が、令和6年度、(R6)町道日向谷線側溝整備工事でありまして、令和3年8月26日に、日向谷区長様から事業要望書が提出され、受け付けたところであります。

施工理由につきましては、降雨時に路面の雨水が隣接する家屋に流入するため、これを防止する排水施設を要望するとの内容でありましたので、路面排水対策工といたしまして、現場打ちコンクリートL型側溝を32.5メートル設置する工事の見積を町内13業者に依頼いたしまして、その結果、日吉総合建設と、81万1,800円で工事請負契約を締結し施工したところであります。

次に、2点目の積雪時の除雪作業、国道・県道・町道の作業手順について問うとの御質問であります。国道・県道につきましては、県の管理であります南予地方局へ問い合わせたところ、広域幹線代替道路(国道320号・197号・381号・県道広見三間宇和島線)、そして管内幹線生活道路(国道441号)、それと交通量の多い道路及び緊急性の高い道路順に除雪を実施するとのことでありました。

町道につきましては、積雪量30センチで車両の通行が困難なこととしておりますが、積雪時には住民の方からの通報にも対応しながら、職員によるパトロールを実施し、道路状況の確認をしております。町部と山間部では、積雪量が異なりますので、路面の状況や天気情報を確認して、緊急性・重要性の高い幹線道路から、通行の安全を確保し、その後に、支線の除雪を行っております。

今回は、町内において広範囲での積雪が発生し、倒木による通行止めや停電が発生したことによりまして、直営班だけでは対応し切れないとの判断で、即時対応可能な町内業者さん、5業者の方々に除雪の依頼をしたところであります。

今年は、日本海側や県内でも記録的な大雪に見舞われ、道路の通行止めや、事故による犠牲者が出るなど、深刻な事態となっており、改めて、除雪体制の確保と維持の必要性を痛感したところであります。

今後におきましても、町内業者の方々との連携をより一層強化し、迅速で確実な除雪体制の確保が図れるように努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、兵頭稔議員の第1番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長(程内 覺君)

兵頭議員、質問１、（１）について再質問はありますか。

○２番（兵頭 稔君）

町長の説明で内容は分かったんですが、建設課長にお伺いしますが、日向谷側溝工事の関係で、今どのような状況で町道はなっているかというのを見に行かれましたか伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長が答弁いたします。

○建設課長（佐子 司君）

ただいまの兵頭議員の御質問にお答えします。

現場のほうは、要望書が出てきた時点におきまして、もう確認済みであります。

以上です。

○２番（兵頭 稔君）

建設課長は、多分区長が言われたところだけを見られたと思うんですよ。その前段で、下鍵山地区から今現在工事している間、山際から土砂崩れが、毎年大雨が降るたんび何回か起こるとるんですよ。その辺のことは御存じかどうか伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長が答弁をいたします。

○建設課長（佐子 司君）

該当箇所につきまして、要望が出ているところについては存じておりますが、要望書が出ていない箇所につきましては、こちらのほう建設課につきましては、今のところ把握できておりません。

以上です。

○２番（兵頭 稔君）

ということは、あと、今実際工事しているところよりかは、手前のほうが木々が垂れ下がったり、ちょうど山際になるんですけど、今は使っていない水路があるんですよ。その水路が石垣でつくってあるんで、大雨が降るたんび、その石垣が壊れて道路に氾濫すると、側溝もそれで潰れるという形なんで、私の家がすぐ近くにあるんで、何回かのけたんですが、要望をしないとその辺は工事をしないのかどうかお伺いします。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長が答弁をいたします。

○建設課長（佐子 司君）

今ほどの石垣と水路の御質問であります、石垣につきましては、石垣の管理者、土地の所有者の管理になります。水路は水路の管理者になりますので、そちらのほうで対応していただく、そのようなことになっております。

以上です。

○2番（兵頭 稔君）

ちょっと勘違いしているんじゃないかなと思うんですが、水利の水路じゃなしに、要するに、雨水が流れる水路なんですよ。その水路が完全に潰れるということなんですよ、山崩れで。だから、その側溝をその間だけやってないんで、やっていただいたらと思うんですが、以上です。

○議長（程内 覺君）

答弁は要りますか。

○2番（兵頭 稔君）

要りません。

○議長（程内 覺君）

要りませんか。

○2番（兵頭 稔君）

やっていただいたら。

○議長（程内 覺君）

はい。

それでは、質問1の（1）は以上でよろしいですか。

○2番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（程内 覺君）

それでは、質問1の（2）について再質問はありますか。

○2番（兵頭 稔君）

先ほどの町長の説明で、大体国道・県道は分かったんですが、町道についてなんですが、町道というのは、多分町が管理しているから町道というんだと思うんですが、久万高原町なんかも聞いてみますと、雪が降る前に3台ぐらいあるんで、ある程度そういった箇所にタイヤチェーンをつけて、すぐ活動できるようにというふうに前回人が亡くなったんで、そうされていると思うんですが、鬼北町はそういったことが今までになかったんでできていないと思うんですけど、実際に今回天気予報で前もって今年は大雪になりますよという報道がなされたと思うんですが、その関係で、では町はこうしよう

という計画があったかどうか伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長が答弁いたします。

○建設課長（佐子 司君）

ただいまの兵頭議員の御質問ですが、特段、今回大雪が降るというような情報を把握していませんでしたので、例年どおりの除雪の体制を取るような形で今年はさせていただいております。

除雪の機械といたしましては、町にタイヤショベルが2台とグレーダーが1台、その3台で対応させていただいているところであります。

今回の雪に際しましては、事前にチェーンをタイヤに巻いて出動の準備ができるような形にはしておりました。

以上です。

○町長（兵頭誠亀君）

関連なんですけども、町のほうでの対応として、2月の中旬の前の2月の朝礼のときに、私のほうから、町道ではないんですけども、6年前のときの断水ですね。この部分についての周知徹底といいますか、夜間は招集することがありますよということを職員には徹底しとったということなんですけども、直接は関係ありませんけども、事前に職員等に対して啓発のほうはしておったつもりでございます。

以上です。

○2番（兵頭 稔君）

今、車について3台あるというふうに回答をいただいたんですが、以前、日吉の農林公社に1台預けていて、そのときにはオペレーターがいたんで、そこへ預けていたということなんで、今現在オペレーターがいないんで引き上げたというふうな話は聞きました。

今後、やっぱりこんなことは必ず起こるんじゃないかと思うんですよ。私が日吉地区におって、大雨が降った、40年前に大雪が降ったんですが、そのときは1週間ピタッと道路が止まりましたから、そんなことがあるんで、今後また同じことが起こるんじゃないかなと思います。

今はその時代と違うんで、すぐに車を持っていけば解除できると思います。ある地区に全部、私、どんな状況か聞いて回ったんですが、大体日吉村時代には、翌日には通れるようになりましたと。現在は大体4日から5日、早いときには、その日に、降っているときにのけていただいたんですが、その日、また雪が積もったんで4日ほど

また車が来ないんで、なかなか家から出ることができなかったという報告を受けております。

今後なんですけど、やっぱりオペレーターの資格を取らしたりとか、車を日吉地区はやっぱり上鍵山地区と日向谷地区と父野川地区、この3地区はもうかなり奥が深いんで、その辺も考えて、どの辺りに手配をしとったらいかなということ、手配して降らなかったらそれはそれでいいんですけど、降ったときのことを最初から構えておくべきじゃないかなと私は思いますので、今後そういうことでよろしく願います。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、今要望をされたわけですが、答弁は要りませんか。

○2番（兵頭 稔君）

要りません。

○議長（程内 覺君）

それでは、以上で兵頭議員の質問1については終了します。

続いて、質問2についての質問を行ってください。

○2番（兵頭 稔君）

質問2、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の配分について。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の配分についてなんですが、国からの指導は8項目の中から配分指示があったと思われませんが、鬼北町の配分理由を伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、兵頭稔議員の第2番目の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金配分についての御質問にお答えをいたします。

国からの指導は、8項目の中から配分の指示があったと思われるが、鬼北町の配分理由を問うとの御質問ですが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、国の令和6年度補正予算において、1兆1,000億円が追加されており、対象事業といたしましては、低所得世帯支援枠と推奨事業メニューの2つがあります。

そのうち、推奨事業メニューとして、8項目のメニューが提示されておりますが、これらは、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し支援をするメニューとなっており、地方公共団体は、地域の実情に応じて、この中から必要な事業を実施できることとなっております。

鬼北町には、推奨事業メニュー枠の交付金として、4,969万2,000円が配分されていますが、可能な限り幅広く、生活者、事業者に対して支援を行うこと、また、

速やかに事業を実施することを念頭に置いて、4つの事業を確定したところであります。

1つ目は、畜産農家・施設園芸農家に対する物価高騰対策支援として、配合飼料の補助及び燃料費の補助を行う事業。2つ目は、物価高騰の影響を受けている生活者の支援として、K I H O C Aカード取得者に対しポイントを付与し、町内における消費喚起及び消費の下支えを行う事業。3つ目は、生活者及び事業者への幅広い支援として、水道料金の基本料金2か月分を減額する事業。4つ目は、物価高騰に伴う子育て世帯支援として、小・中学校給食費の補助を行う事業であります。

なお、農家に対する支援、K I H O C Aポイント及び水道基本料金の減額に係る予算につきましては、令和7年1月の第1回臨時会において御承認いただいたところであります。小・中学校の学校給食費の補助につきましては、令和7年度の一般会計当初予算に計上いたしております。

町におきましては、これらのメニューを速やかに実行し、物価高騰の影響を受けている生活者や事業者に対して支援を行っていきたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、兵頭稔議員の第2番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、再質問はありますか。

○2番（兵頭 稔君）

今8項目の中で、水道事業についての住民への周知方法はどういうふうにされたかを伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課主幹が答弁いたします。

○水道課主幹（二宮洋之君）

今の御質問に対してお答えいたします。

議決されたその日のうちにホームページのほうの掲載承認を求めて、翌日にはホームページには掲載いたしました。一番早い回覧ときにも回覧を回らせていただいております。

以上です。

○2番（兵頭 稔君）

それは分かっとなんですけど、回覧の内容をお聞きします。

○町長（兵頭誠亀君）

回覧の内容は御存じなんやったら御質問される意味はないと思うんですけども。

○2番（兵頭 稔君）

内容は私は分かっています。でも町民の方が、兵頭さんこれ何で水道料金は安くなるのと聞かれたんで、こういったものがありますよと、こういうことで補助が出てから料金が安くなるんですというのが、全然町民に伝わってないんですよ。だから私、これを質問に入れたんですよ。だから、こういう国の施策があって、こういうのがあるからお金が出ますというのをちゃんと住民に分かるように回覧を入れてもらうとか、そういうのをしてほしいと思って一般質問に入れました。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課主幹が答弁いたします。

○水道課主幹（二宮洋之君）

文面上には、恐らく入れとったとは思うんですけども、その何というんですか、書き方が、強調の仕方が弱かったという点があったのかもしれませんが。今後は、その辺をよく強調して、住民の方に理解していただくような文面を考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、よろしいですか。

○2番（兵頭 稔君）

はい。このK I H O C Aの分に利用されとる1,750万というお金があるんですけど、このK I H O C Aの今利用できる店舗数というのは25店舗なんです。それプラス2、運送事業者ということになっているんですけど、町内の商工会の店舗数というのは何店舗あるのかを伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほどの御質問ですが、正確な事業者数というものについては、今現在で把握はしておりませんが、これまでに商品券事業等で御登録をいただいております事業者数につきましては、大体100店舗前後だと認識をしております。

以上です。

○2番（兵頭 稔君）

ということは、大体4分の1の方が恩恵を受けたというか、その辺がよう分からな

いんですけど、この国が8項目出してる中で、どれに該当するんかというのを教えて
いただきたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長が答弁いたします。

○総務財政課長（水野博光君）

8項目のどれに当たるかということでございますが、生活者支援の資料で言います
と3番、資料がお手持ちにありましたらですけども、消費下支え等を通じた生活者の
支援というメニューでございます。

以上です。

○2番（兵頭 稔君）

今、回答いただいたんですが、3番ということは、エネルギー、商品、食料品価格
等の物価高騰の影響を受けた生活者に対して、プレミアム商品券や地域で活用できる
マイナポイント等を発行して消費を下支えする取組や、LPガス、灯油使用世帯への
給付などを支援するということなんですけど、という、これに当てはまると解釈で
きるというのが私には理解できないんですが、どうでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

私は、町の施策と今回の物価高騰対策と当てはまるとっております。

以上です。

○2番（兵頭 稔君）

その辺については、意見の食い違いということで、もう私が言ったって、もう今は
そのようになっていますのでね。

実際先ほど言いましたように、店舗数は25店舗、会員数は1,100、人口は約
1万人を切るぐらいおるんで、世帯数から言うと、何分の1かしか恩典を受けてない
ということもありますので、その辺も考えて国からのせっかくのお金ですので、使い
方を考えていただきたいと思いますということで、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（程内 覺君）

これで兵頭稔議員の質問を終わります。

次に、8番、芝照議員の一般質問を一問一答方式で行います。

芝議員は、質問席へ移動してください。

時間は、ただいまから60分の予定です。

芝議員、質問1についての質問を行ってください。

○ 8 番（芝 照雄君）

議席番号 8 番、芝照雄です。

通告のとおり一般質問を行わせていただきます。

まず、質問 1、町内小・中学校及び保育所の安全対策について伺いたいと思います。

平成 13 年 6 月に起きた殺人・殺人未遂・建物侵入及び銃刀法違反の事件後、全国的に各小・中学校、保育所施設等及び生徒・児童並びに園児に対しての安全対策が問題視されたと思いますが、次のことについて伺います。

（1）事件後、当町施設の危機管理体制はどのようにしてきたのかを伺います。

（2）町内小・中学校及び保育所の防犯訓練等の実施状況について伺います

（3）令和 5 年 6 月に質問した小学校遊具点検について、十分協議し前向きに進めるとの答弁でしたが、現在はどうに対応しているのかを伺います。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、芝照雄議員の第 1 番目の町内小学校及び保育所の安全対策についての御質問にお答えをいたします。

まず、1 点目の事件後、当町施設の危機管理体制はどのようにしてきたか問うとの御質問ですが、事件後におきましては、国や県からの指導に基づき、警察署等の関係機関に依頼して、学校周辺の見回りを強化していただき、P T A 等に学校周辺で不審者を見かけた場合は、情報提供をいただくよう依頼をしたところであります。

小・中学校の事件後の危機管理体制についてですが、文部科学省は、平成 13 年 12 月から、学校施設の安全管理に関する調査研究協力者会議を開催し、事件後の小・中学校の安全対策の指針として、平成 14 年 12 月に、学校への不審者侵入時の危機管理マニュアルを作成いたしました。

このマニュアルの中で、各学校独自の危機管理マニュアルを作成するよう指示がありましたので、本町におきましても、学校ごとに作成し、その内容を教職員に周知いたしております。

また、防犯の知識を有する警察官 O B と見守り活動の経験が豊かな方 2 名に、スクールガード・リーダーを委嘱し、愛媛県地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業を活用して、定期的に各小学校を御訪問していただき、指導・助言をいただいております。

芝議員におかれましても、改めて敬意を表し申し上げる次第であります。

続いて、校内の不審者対策であります。教職員は、常に笛を携帯しており、非常

時には、笛を吹いて、校内に異状を知らせることができるようにしております。それによって、教職員は、児童生徒の避難誘導を行うことや、笛を吹いた教職員のところへ集まって、不審者に対して1人で対応しないことなどを徹底しております。

校舎内には、不審者による危険防止のため、さすまた及び防犯催涙スプレーを設置しており、防犯訓練等の際には、宇和島警察署のほうに、さすまたの使用方法について講習を受けております。

また、登下校時の見守りについては、教職員による通学指導以外に、各地区の皆様が、ボランティアの見守り隊として御協力をいただいております、一緒に登校をしていたり、横断歩道周辺などで通学を見守っていただいたりしております。

関係機関との連携強化も行っており、重大事件が発生して、犯人が逃走した場合には、愛媛県警から、また、刑務所から被収容者が逃走し、被害が及ぶ可能性がある場合には、松山地方検察庁から、教育委員会に連絡が入ることになっておりますので、その時には、直ちに教育委員会から各学校へ注意喚起の連絡を行うことにいたしております。

子どもたちの学校生活を守るため、今後も学校の安全性を高め、警察署等の関係機関、スクールガード・リーダー及び学校運営協議会等に御意見を伺いながら危機管理体制の強化を図っていきたいと考えております。

また、町内の保育所におきましては、子どもたちの安全を最優先に考えた運営を行っており、危機管理マニュアルの整備、危機管理に関する研修や避難訓練の実施、警察と連携して子どもたちの安全を守る体制の構築、園だより等による保護者に対する積極的な情報提供、また門扉の施錠、フェンスの設置及び非常通報装置の設置によるセキュリティ強化等を実施いたしております。

保育所の安全対策を講じていることで、保護者は子どもを安心して預けることができ、また地域の皆さんにとっても、近所の保育所が安全であることは、重要な要素であり、地域全体の安全意識の向上にも寄与するものと考えられますので、今後におきましても、さらなる改善を図り、地域と連携しながら、安全な保育環境を提供していきたいと考えております。

次に、2点目の町内小・中学校及び保育所の防犯訓練等の実施状況について問うとの御質問ですが、現在、各小・中学校で、毎年1回の防犯訓練を実施しております。

学校ごとに、内容は異なりますが、宇和島警察署生活安全課スクールサポーター、鬼北交番及び各駐在所、スクールガード・リーダー等に御協力いただき、火災想定訓練や地震想定訓練とは別に、不審者が侵入した想定での訓練を学校全体で行っており

ます。

訓練を通じて、児童生徒及び教職員が、危険予測能力や危険回避能力を高めることができるよう、今後も各学校で実施内容を検討した上で継続して実施してまいりたいと考えております。

また、保育所では、鬼北町保育協議会の研修を兼ねて、定期的に防犯・不審者避難訓練を年1回実施しております。研修では、宇和島警察署の方に来ていただき、実際の不審者の侵入を想定した訓練を行うことで、職員の危機意識を高め、職員が冷静に判断し、適切な行動を取れるようにすることを目指しております。また、各園においても、年1回防犯訓練を実施しており、訓練を通して、子どもたちは、危険な状況を認識し、恐怖心を持ちながらも冷静に対処し、適切に行動する力を養うことができるようになるものと期待をいたしております。

防犯訓練は、子どもたちの安全を守るための欠かせない取組でありますので、今後も継続して訓練を実施し、より安全な保育所を目指していきたいと考えております。

次に、3点目の令和5年6月に質問した小学校遊具点検について、十分協議し前向きに進めるとの返答でしたが、現在どのように対応しているのかとの御質問ですが、小学校遊具点検につきましては、令和6年4月10日に、鬼北町内小学校屋外遊具安全点検業務の契約を行い、町内全ての小学校において点検を実施いたしました。

令和6年11月に報告書の提出があり、日吉小学校の遊具1つが、使用不可判定であったため、直ちに当該遊具を使用禁止とし、修繕が完了した1月から使用を再開しております。

今後につきましても、隔年で遊具点検を実施し、学校遊具の安全管理に努めてまいりたいと考えております。

以上で、芝照雄議員の第1番目の質問に対する答弁といたします。

○8番（芝 照雄君）

丁寧な答弁、ありがとうございました。

そこで、（1）（2）関連なんで、同じでいいですか。（1）（2）を。

○議長（程内 覺君）

はい。質問1の（1）（2）の再質問を一緒にやってください。

○8番（芝 照雄君）

主に防犯訓練というか、防犯対策についてなんですけど、先ほど町長が申されましたとおり、私も学校に関与しておりますので、防犯訓練等については、大変実施をしておるのを見ておりますので、ありがたいなと感じております。

また、その中で、学校安全の3つの活動として文科省が掲げておりますが、その中で、生活安全、交通安全、災害安全（防災と同義）、この三つの領域が挙げられております。

その中で、生活の安全では、日常生活起こり得る事件、事件・災害を取り扱い、児童生徒が不審者により危害を加えられる事件も少なくないことから、誘拐や傷害などの犯罪防止にも重要な内容としているというのを文科省のほうから掲げておられます。

そこで、やはり一番その生活の安全の中で、防犯に対しては一番重要なこと。未然に災害を防ぐということなんで、町内の小・中学校で一時期は開かれた学校として門を開けたままにする指導が行われておりました。事件が起きてからは、やはり門は閉めなければならないということで、門は閉められておりますけど、各町内の小・中学校、門を閉めたぐらいでは、どこからでも不審者は侵入しようと思えばできる状態です。なので、学校全体をフェンスをつくるというのは、まず不可能なことなので、校舎の中に入られない措置をするべきではないかと考えております。

そこで、まずお伺いをしたいんですけど、防犯カメラの設置について各小・中学校はどのようにされているのかを聞きたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

教育課長が答弁をいたします。

○教育課長（佐々木健次君）

今ほどの御質問の防犯カメラの件についてなんですが、防犯カメラにつきましては、改築をいたしました広見中学校には設置をいたしておりますが、あとの7校には設置をいたしておりません。

以上です。

○8番（芝 照雄君）

各小学校は設置はされてないということなんですけど、日吉中学校に関して。広見中学校は、この前、改築されたので設置されておる、私も見ておりますので分かっておりますが、日吉中学校と後の小学校に関しては設置はされていないのでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

教育課長が答弁いたします。

○教育課長（佐々木健次君）

はい。先ほどの質問にございましたとおり、日吉中学校と小学校6校には設置をされております。

以上です。

○8番（芝 照雄君）

設置をされていないということなんですけど、それはどのような理由で設置をしてないのか、その辺伺いをしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

教育課長が答弁いたします。

○教育課長（佐々木健次君）

防犯カメラの設置に関してなんですけれども、まず広見中学校改築時に御要望がございましたので、設置をさせていただきまして、その運用をまた確認した後に、学校の大規模改修時に高額のコストがかかることもございますので、対応したいと考えております。

以上でございます。

○8番（芝 照雄君）

大規模改修の後に設置をするということなんですけど、次の大規模改修は多分好藤か、三島か、どっちかであると思われるんですけど、それまでに大規模改修した泉小学校、近永小学校らは設置はしないということなんですか。

○町長（兵頭誠亀君）

教育課長が答弁いたします。

○教育課長（佐々木健次君）

防犯カメラに関しまして、今後、各学校大規模改修を行う必要はございますが、来年度から学校の適正規模・適正配置検討委員会を行いますので、また、その結論を確認した上でですね、大規模改修の計画等も変わってくると考えております。そちらもまた参照しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○8番（芝 照雄君）

適正規模・適正配置の協議が行われるというのは、私も把握をしておりますが、地震と同じで、犯罪というのはいつ起こるか分かりません。適正配置・適正規模で統合して、その統合した学校には設置する、それがいつになるんですか、5年先、来年行われるわけじゃないでしょう。せめて防犯カメラ1つぐらい、町長、予算そんなにかかるものではないと思うんですけど、どのようにお考えでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

広見中学校の防犯カメラというのは、防犯の部分のですね、子どもたちのプライバシーの侵害を損なわない部分というところも把握しながら、最低限というよう

な部分もあったわけなんです。つけること自体について、議員が言われるのが筋であろうということは、十分承知しておりますけども、これから先、予算委員会等もありますので、そこら辺りで来年度以降のことについても、議員のほうからも御提案をいただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

○8番（芝 照雄君）

はい。この防犯カメラは分かりました。

それで、その上で、まず校舎の中のことになるんですけど、文科省のほうは感染対策ということで窓は透かしなさいと、風通しをよくして感染予防に努めなさいという意向だと思うんですけど、防犯上の警視庁のほうから言うと、やはり窓は閉めて施錠をして、外から簡単に侵入されないようにするのが警視庁のほうの考えなんですけど、省庁によって考え方が違います。

先日も教育長と相談したんですけど、やはり閉めてしまうと感性症の発生の危惧があるということなんですけど、そこで、各小学校には空気清浄機の設置はされておらないのか、おるのかを聞きたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

教育長が答弁いたします。

○教育長（行定洋嗣君）

空気清浄機は設置していないかということですが、空気清浄機を新型コロナウイルスが大変猛威を振るっていた時期に設置するところもございましたが、鬼北町内の小・中学校においては、空気清浄機ではなくて、オゾン発生器のほうを選択いたしまして、それを各教室に設置しているところでございます。

○8番（芝 照雄君）

オゾン発生器、入札で議会が承認したということなんで把握はしとるんですけど、やはりそれでは不十分なので、これ、質問と関係ないかもしれませんが、先日公民館に行けば、各部屋に公民館は空気清浄機が設置されております。なので、そういう要らない部分もあるかと思うので、その辺を各小学校のほうへ回すような配慮等はできないものかを伺いたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

公民館のもう要らない部分というのは、少し語弊があるんじゃないかと私は思うんですけども。

それと、御質問の意味は、防犯対策上、窓を閉めるということについて空気清浄機の必要性というものを多分述べられていらっしゃる。この議論については、その

当初からも教育委員会でもスタッフ同士で話をした部分でありますけども、やはり PTA の会員の方々のお話というのは、先ほどスクールガード・リーダーとして御活躍をしている議員のお立場の御意見というのものもあるんですけども、門扉をしっかりと閉めること自体について、今、保育所等についても、お父さん、お母さんが、なかなか門扉を開けている部分、途中で時間に行くときには門が閉まってしまうんですね、何か閉ざされた部分があるということで、それについても違和感を感じる保護者の方々もいらっしゃる。もう何というかな、各小学校においても、地域連携の会議があつて、その方々は地域とともにある小学校というところで御理解をいただいております。だけでも、防犯の意味からは、第三者についてもより高い警戒感を出さないかなという、そのジレンマというのは、議員御本人はお持ちではないのかなというところでもありますね、多分地域活動をしっかり熱心にやっていらっしゃる芝議員でありますから、私の申す意味は、分かっていると思うんですけども、各それぞれの防犯カメラ等については、確かに今の状況から言うと、必要な部分があるというふうな認識ではありますけども、ただ全てについて窓をしっかりと閉め切るよりも、子どもたちの何というかな、爽快感、そういうもので窓を開けるような時期というものも学校の先生方は欲しいんじゃないかなと私は推察するんですけども、それは想像でありますので、意見としては差し控えますけども、ただ、憶測として子どもたちをしっかりと育てる上で、窓の開け閉めというものも必要な時期が私はあるんじゃないかということは考えとして、思いとしてあるんですけども、そこら辺も踏まえた議員、スクールガード・リーダーのお立場としての御意見、また議員としての御意見、地域社会へ御活躍の御意見として、また整理をしていただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

○教育長（行定洋嗣君）

今ほど町長のほうが窓の開閉に関する答弁をいたしました。先ほどは空気清浄機のことを問われましたので、空気清浄機の件だけお答えしましたが、窓の開錠に関してのことについて少しお話をさせていただきますと、せんだって芝議員とは換気と防犯対策に関するその矛盾点についてお話をさせていただいたことがございましたが、令和 5 年 5 月 8 日付で、文部科学省が、衛生管理マニュアルを発出しております。令和 5 年 5 月 8 日といいますと、新型コロナウイルスが第 5 類に移行するそのタイミングでございました。それまでも文部科学省は、いろいろとフェーズが変わるたびに衛生管理マニュアルを発出しておりましたが、今回第 5 類に移行された後に発出したものでございます。

どういうふうに書いてあるかといいますと、新型コロナウイルス感染症が 5 類に移

行された後においても、換気や手洗いといった日常的な対応を継続することが基本であり、換気は、機構上可能な限り常時10センチから20センチ程度、対角の窓を開けておく。困難な場合は、30分に1回以上、数分間程度、窓を全開するというふうを示されております。

新型コロナウイルス感染症は、猛威を振るっていた時期に比べたら随分落ち着いてきておりますが、そして5類になりましたけれども、なくなったわけではございません。併せて、学校という集団生活の場では、インフルエンザ等々の感染症も流行することがございます。感染症予防の観点からは、感染症が流行しているときに換気は大切であるものだと考えます。

もう一つですね、換気が必要な理由というのは、教室内の二酸化炭素濃度の問題がございます。児童生徒の健康とか、学習への集中の観点から、換気によって二酸化炭素濃度を下げる必要があります。この教室内の二酸化炭素濃度については、定期的に学校を訪問していただいている学校薬剤師の方が検知しまして、それによってそちらからも指導を受けているところでございます。

先ほどの空気清浄機、そしてオゾン発生器なんですけれども、空気清浄機にしましても、オゾン発生器にしましても、空気中の細菌やウイルスを除去する効果はありますけれども、換気をする機能はございません。つまり二酸化炭素濃度を下げる効果は、空気清浄機にしても、オゾン発生器にしてもございません。

一方、防犯対策の観点から言いますと、芝議員おっしゃるとおり、確かに不安がございますので、先月2月の校長会と教頭会で1階の教室の屋外側の窓については、下の段は施錠をすること、上の段、学校の教室は2段の窓になっておりまして、下の段と上の段があるんですけど、下の段は施錠をして、上の段の窓を文部科学省が言うように少し開ける、もしくは一斉換気をする方法を取るんだったら、教員がいる時間帯に数分間の一斉換気をする、そのどちらかを選択するようということを校長会・教頭会で指示をいたしました。

防犯の観点、先ほど芝議員がおっしゃられましたように、門扉を施錠しても鬼北町内の小・中学校はどこからでも入れる状況にございます。フェンスで囲むということもこれもなかなか難しい敷地の状況にございます。とすると、1階の窓であったり、あるいは玄関であったり、そういうところの施錠という部分を十分対策を考える必要があるだろうというふうに思っております。

以上で答弁を終わります。

○8番（芝 照雄君）

最後に、町長が日頃から言われておりますように、町内等限らず、子どもは、特に鬼北町の宝でございますので、その宝を守るために大人がどのように対応できるかというのを考えていただいて、未然に防止をしていただきたいと思いますと思っております。

以上です。答弁はいいです。

○議長（程内 覺君）

はい。

芝議員、質問１の（３）について再質問はありますか。

○８番（芝 照雄君）

ありません。

○議長（程内 覺君）

ありませんか。

それでは、質問２の質問を行ってください。

○８番（芝 照雄君）

質問２、災害級の大雪後の対応について伺いたいと思います。

２月４日から６日にかけて降り続いた大雪について、町の対応を伺います。

（１）農作物、また施設等の被害状況を伺います。併せて、書いてはないんですけど、被害金額等が分かれば答弁していただきたいと思います。

（２）除雪作業のマニュアル等は作成しているのか伺いたいと思います。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、芝照雄議員の第２番目の災害級の大雪後の対応についての御質問にお答えいたします。

まず、１点目の大雪による農作物・施設等の被害状況を問うとの御質問であります。が、２月４日以降の南予地域を中心とした積雪により、本町においても、農作物と農業関係施設を中心に被害が発生いたしました。

町で把握している主な農作物の被害は、積雪による菜の花のつぼみの焼け症状の発生、果樹の樹体被害として、ユズの枝折れ・ブドウの主幹折れなどの被害が発生いたしました。

また、農業用施設としては、施設園芸や水稻育苗などに使用しているパイプハウス３６棟、施設園芸用ガラスハウス２棟、媛っこ地鶏、キジ及び採卵鶏の鶏舎が６棟、農業機械２台の被害が発生したところであります。

次に、２点目の除雪作業のマニュアル等は作成しているのかとの御質問であります
が、マニュアルは作成していませんが、建設課において、積雪の多い日吉地区におけ
る除雪順序を作成し、その順序で除雪作業を実施いたしております。

今回につきましては、倒木・停電・落石などの突発的な事故や、積雪が広範囲にわ
たっていたことなどにより、通常よりも除雪にかかる時間を要したため、住民の皆様
には、大変不自由な思いをさせていただきました。

今後におきましては、町内業者との連携をより一層強化し、迅速で確実な除雪体制
の確保が図れるように努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきま
すようお願いをいたします。

以上で、芝照雄議員の第２番目の御質問に対する答弁といたします。

○８番（芝 照雄君）

それでは、農作物、また施設等の被害に対して、被害金額が積算できていれば答弁
していただきたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長が答弁いたします。

○農林課長（奥藤幸利君）

被害金額につきましては、農作物につきましては１１０万、施設につきましては６，
０００万という算定をしております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○８番（芝 照雄君）

農作物１１０万、施設が６，０００万ということなんですけど、これに対して、こ
の私の質問を出した後に、町のほうから補助対象ということで文章等は回ってきまし
たけど、どのような補助を今後行うつもりなのか、それをお伺いしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長が答弁いたします。

○農林課長（奥藤幸利君）

支援につきましては、まず、農作物の被害に対する支援として、こちらのほうは愛
媛県の補助事業が創設されました。補助内容は、雪害を受けた園地を対象に、農作物
の受精回復、花芽確保のため、液肥の葉面散布、葉の面に散布を行い、生産回復を図
ることを目的としたものです。採択基準は、積雪等により被害率３０％以上の被害を

受けることが見込まれる園地であることということで、その液肥の購入に要する経費に対して補助率3分の1以内を補助するものです。

この補助事業につきましては、主にかんきつへの支援を想定して創設されておりまして、本町においても、ユズ、ブドウに枝折れ、主幹折れが出ておりましたので、申請を検討しておりました。ユズにおきましては、被害率が30%を超えていないことと、また、ユズにつきましては、当町の場合、有機栽培、栽培指針に液肥の散布がないということで、散布をしてしまうと、今度出荷の際に非常に問題があるということがありました。また、ブドウにつきましては、被災農家と相談して、液肥必要量に係る購入金額を考慮して申請をしないということで話をしたところです。

また、施設被害につきましては、本町では、パイプハウスの積雪による倒壊が非常に多かったです。県に対して補助事業の創設を要望しておりましたが、県としては、平成30年豪雨以来、園芸施設共済加入を推進している状況であることから、補助事業の創設には、現在至っていないという状況です。

町としては、県の動向を見ておりましたが、補助事業の創設の見込みが少ない状況の中、意欲のある農家から少しでも早い復旧支援の要望がありましたので、十分な支援とはなりませんが、既存の補助事業で資材補助を活用して、倒壊した施設の早期復旧を行えるよう、対象者へ御案内しているところです。

園芸用パイプハウスにつきまして資材補助、道の駅の出荷者及び出荷予定者の資材補助、また畜産の姫っこ地鶏、採卵鶏につきましては、畜産防疫対策事業、それからキジ農家につきましては、キジ施設支援事業の資材補助を使って支援を行い、生産意欲の維持のため、支援を続けていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○8番（芝 照雄君）

いろいろ補助を模索していただいて、できるだけ農家の負担を軽減していただくことはありがたいのですが、1点ちょっと気になるのがありまして、それについて伺いをしたいと思います。施設園芸のパイプハウスに関してなんですけど、今の説明でいくと該当しないかもしれませんが、道の駅の出荷者に対しては補助を行うというのを文章で確認したんですけど、それ以外の出荷をしていない方に対しての補助はないのでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長が答弁いたします。

○農林課長（奥藤幸利君）

道の駅の出荷者というところですが、今回それぞれのところに説明に行く際にですね。出荷予定者、これから出荷していただくということで約束をしていただいて、申込みをしていただくということで、補助対象者になっていただくというやり方を取っております。

以上です。

○8番（芝 照雄君）

道の駅の出荷者を増やすという意味では、そういう施策もいいかなと思うんですけど、さて、果たして、それを回られて感触的にはどんな感じやったんですか。出荷されていない方が新たに出荷される方向で納得されたのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長が答弁いたします。

○農林課長（奥藤幸利君）

現場で各農家さんをずっと回ってですね、担当から聞いておるところでは、もうすぐに申込みをして、道の駅の出荷者となった人が2人、現在もう既にいらっしゃいます。

以上です。

○議長（程内 覺君）

芝議員、了解ですか。

○8番（芝 照雄君）

了解。

○議長（程内 覺君）

それでは質問2の（2）について再質問はありますか。

○8番（芝 照雄君）

兵頭議員もこの除雪に関して質問されておって、町長の答弁で大分理解はしとるんですけど、私のほうから質問させていただくのは、町道、それこそ国道、県道以上に町道は細かく人家の中まで入り込んでいく路線なので、それを生活に支障ないような適当な時期で除雪をするというのは、多分今回はほぼ不可能に近いような状態だったと私も把握しておりますが、その中で、早くのけてくれとか、そういう苦情等が何件発生したのかお伺いしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長が答弁いたします。

○建設課長（佐子 司君）

今ほどの苦情の件数でございますが、細かくは把握はしておりませんが、日吉地区のほうから三十数件は来ておると認識しております。

以上です。

○8番（芝 照雄君）

39件来たということなんですけど、また、私もその除雪には、日吉のほうまで行かせていただいた中で、喜んでいただいたのは、病院に行かないけんのにおばあちゃんが病院に通わないけんのに雪で出れなんだんですよと言うて、のけていただいてありがとうございますというお礼を言っていたんですが、そういう病的患者を持たれている家庭に対して、建設課は多分把握されてないと思うんですけど、町として、どこにどういう病的な患者さんを持たれた家庭がおられるかというのは把握はされとると思うんですけど、建設課と連携してですね、こういうところにこういう方がおられるんで、優先的にお願いしますというような連携は取れなかったんでしょうか、その辺をお伺いします。

○町長（兵頭誠亀君）

兵頭議員、また芝議員から、そのことについて御心配といいますか、御指摘いただいております。

今の御質問なんですけども、39件、建設課にありましたけども、私も電話番号を交換されとる方、10人以上の方からお叱りといいますか、はよ来てくれということがあったということと、横の連携なんですけども、実は私の家族にも透析をしとる者がありまして、待てよと、もしやと思ひまして、保健介護課長のほうに町内のほうで町が把握しておる透析をしている患者の方で、現在家にいらっしゃる方を把握してくれと、チェックしてくれと。私の母もそうやったんですけども、もう大雪のときにはですね、透析の患者の方は結構宇和島のほうの御家族、親戚のほうに泊まれた方がいっぱいいらっしゃいまして、実は町で把握しておる中で透析が必要な方で御自宅にいらっしゃる方が日吉いらっしゃいまして、保健介護課長のほうから建設課長に連絡をし、建設課長のほうでその分を優先をして道路の除雪をしたという事実がございます。

俗に言うトリアージ対策というところについて、しっかりとそこは、その部分だけはやっておったつもりでございます。

ただ、独居老人家庭の部分、その方々の今病症がどこまでということは把握できませんので、その分については全部が全部チェックできたかということは、できてなか

ったということはあると思います。

あと、保健課長何かある、追加はいい。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○8番（芝 照雄君）

兵頭議員とダブるかもしれませんが、多分何年か前の大雪のときもこういう問題があったかと思うんですけど、そのときの答弁もやはり日吉地区、日吉支所並びに役場の建設課の中でオペレーターが足りないというので、機械はあるけどオペレーターが足りないので作業が実施できないという状況を聞いておりましたが、今現在の求人状況はどのようにされておるのかをお伺いしたいと思います。

併せて、冬場、積雪が見込まれる期間、また12月から2月ぐらいまでの短期のアルバイト生の募集等を行っているのかをお伺いしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長が答弁いたします。

○建設課長（佐子 司君）

今ほどの御質問ですが、建設課で今、会計年度職員が6名いますが、3名の方が特殊の免許、大型特殊免許を持たれとって、公道上で機械を走らせることが可能な状況になっております。あと、技能長のほうも免許を取得しておりますので、現在4名のオペレーターがいるということになっております。機械が3台ですので、交代交代、代わる代わるで作業を進めていっておる状態です。

短期のアルバイトということですが、以前オペレーターがいないときには、そういう形を取って期間限定で雇ってはおりましたが、現在においては、鬼北町が所有している機械を動かせるオペレーターを雇っておりますので、その辺は考えておらない状況であります。

以上です。

○議長（程内 覺君）

了解ですか。

○8番（芝 照雄君）

はい。

○議長（程内 覺君）

これで芝照雄議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

日程第6、議案第3号、鬼北町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第6、議案第3号、鬼北町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等が施行されることに伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が改正されるため、条例の全部を改正するものがあります。

制定する条例内容の詳細につきましては、水道課主幹が説明いたします。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○水道課主幹（二宮洋之君）

それでは、議案第3号について説明いたします。

別途お配りしております説明資料に赤字で記載しております部分が、今回の改正で追加された要件となりますので、併せてご覧ください。

主な改正点について説明いたします。

2ページをお開きください。

第3条に、布設工事監督者の資格要件を定めております。布設工事監督者の資格要件については、学歴及び学科要件における土木工学科以外の課程の追加及び国家資格を追加するとともに、給水人口5万人以下の水道事業者は、技術上の実務経験を半分に短縮する内容の見直しを行うものです。

3ページをお開きください。

第4条に、水道技術管理者の資格要件を定めております。水道技術者の資格要件については、学歴及び学科要件における土木工学科の課程の追加及び国家資格を追加するとともに、給水人口が5万人以下の水道事業者は、技術上の実務経験年数を半分に短縮する内容の見直しを行うものです。

4ページをお開きください。

附則として、この条例は、令和7年4月1日から施行するとするものです。

以上で議案第3号、鬼北町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の全部改正についての説明といたします。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第3号、鬼北町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第4号、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第7、議案第4号、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、提案理由の説明をいたします。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営

の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

改正する条例内容の詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○総務財政課長（水野博光君）

それでは、議案第4号、鬼北町条例2号、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について御説明いたします。

議案書は6ページになります。

今回の関係条例の改正につきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等一部改正する法律が、令和7年4月1日に施行されることに伴い、関係条例について一括して改正するものであります。

改正内容について、別紙資料、新旧対照表で御説明いたします。

新旧対照表の1ページをご覧ください。

第1条は、鬼北町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正でございます。

傍線で示しております第2条第2号中の第2条第8項を、第2条第9項に改める。

次に、第3号中の第2条第12項を、第2条第13項に改める。

次に、第4号中の第2条第14項を、第2条第15項に改めるものでございます。

これにつきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第8条の次に新たな規定が加えられたため、それ以降の規定が繰り下がることによる改正であります。

新旧対照表の2ページから5ページにつきましては、第2条、鬼北町条例の一部改正でございます。

条例第36条の2第10項中の第2条第15項を、第2条第16項に改める。

次に、第63条の2第1項第1号中の同条第15項を、同条第16項に改める。

次に、3ページになりますが、第89条第2項第2号及び139条の3第2項中、第1号中の第2条第15項を、第2条第16項に改めるものであります。

それから、最後、149条第1号中の同条第15項を、同条第16項に改める。

これらにつきましては、先ほどの第 1 条の改正と同じ理由でありまして、引用をしております法律の条が繰り下がることによる改正でございます。

議案書 6 ページにお戻りください。

附則としまして、この条例の施行日は、令和 7 年 4 月 1 日から施行すると定めるものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第 4 号、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 4 号は原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 5 号、鬼北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第 8、議案第 5 号、鬼北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正

する条例について、提案理由の説明をいたします。

育児休業、介護休業等育児、または家庭介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正する条例内容の詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○総務財政課長（水野博光君）

それでは、議案第5号、鬼北町条例第3号、鬼北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

改正理由につきましては、先ほど町長の説明にありましたとおり、関係法令の施行に伴い、これに準じて改正するものでございます。

改正内容につきましては、別紙資料、新旧対照表で御説明をいたします。

新旧対照表1ページをご覧ください。

まず、第8条の3、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限につきまして、3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者等に関する措置の新設に伴いまして、第2項中の傍線部分、3歳に満たない子を、小学校就学の始期に達するまでの子に改めるほか、所要の改正をするものでございます。

新旧対照表2ページをご覧ください。

次に、介護について申出があった場合等における措置等が新設されたことに伴いまして、中ほど、第17条、介護休暇の父母その他規則で定めるものの次に、傍線で示します、第19条の2第1項において「配偶者等という」を加えまして、第19条に第19条の2及び第19条の3の2条を加えるものでございます。

議案書8ページにお戻りください。

附則としまして、この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第2項としまして、経過措置については、施行日前に請求を行うものとする根拠規定であります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第5号、鬼北町職員の勤務時間、休憩等に関する条例の一部を採決する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩します。

再開を午後1時とします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（程内 覺君）

休憩前に引き続き会議を始めます。

日程第9、議案第6号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第9、議案第6号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例について、提案理由の説明をいたします。

刑法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

改正する条例内容の詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○総務財政課長（水野博光君）

それでは、議案第6号、鬼北町条例第4号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例について御説明いたします。

議案書は10ページになります。

改正理由につきましては、先ほど町長からありましたように、刑法等の一部を改正する法律の改正によりまして、関係する条例を一括改正するものでございます。

別紙新旧対照表で改正箇所について御説明いたします。

1ページから2ページにかかりましては、第1条、鬼北町職員の給与に関する条例の一部改正であります。

それから、3ページにつきましては、第2条として、鬼北町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例を載せております。

この1条、2条につきましては、禁錮の文言を拘禁刑に改正するものであります。

いずれも法律の改正により、懲役及び禁錮を廃止し、拘禁刑を創設することによる改正でございます。

新旧対照表の4ページをご覧ください。

こちら第3条につきましては、鬼北町個人情報保護法施行条例の一部改正になります。

傍線を引いております、懲役を拘禁刑に改めるものでございます。先ほど1条、2条の改正と同じ理由により改正するものでございます。

議案書10ページから11ページに係る部分であります、第4条から6条につきましては、罰則の適用、人の人格及び職員の給与に関する条例の規定の適用について、それぞれ経過措置を定めたものでございます。

議案書11ページ、附則につきましては、この条例は、刑法等一部改正法の施行の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

討論なしと認めます。

これから議案第6号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第7号、鬼北町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第10、議案第7号、鬼北町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

令和6年人事院勧告に基づく給与改定及び愛媛県職員の給与改定に準じて、条例の一部を改正するものであります。

改正する条例内容の詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○総務財政課長(水野博光君)

それでは、議案第7号、鬼北町条例第5号、鬼北町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書は13ページからになります。

改正理由につきましては、先ほどありましたとおり、令和6年度人事院勧告及び愛媛県の給与改定に準じて各種手当、給料表を改正するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表で御説明をいたします。

まず、1ページでございますが、第7条、扶養手当につきましては、配偶者に係る手当が廃止され、子に係る手当が1万3,000円に引き上げられるもので、第7条

第2項中の第1号を削り、第2号を1号とし、以下第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げます。

それから、同条第3項中の傍線のあります、前項第1号及び第3号から6号までを右側の傍線のとおり、前項第1号に該当する扶養親族については、1人につき1万3,000円、第2項第2号から5号までというふうに改めるもので、その他7条において所要の改正をするものでございます。

続いて、新旧対照表の2ページをご覧ください。

第8条、扶養手当の支給方法につきましては、扶養手当は法律で定められており、他の手当と同様に、今回の改正で規則に委任するため、第8条を削除するものでございます。

続いて、3ページをご覧ください。

第8条の2、住居手当については、給与法の改正により、傍線のあります、傍線の手前、配偶者の後に、右側の傍線、届出をしないことが、事実上、婚姻関係と同様の事情にある者を含む、同条において同じを加えるものであります。

その下、9条の通勤手当につきましては、特急列車等の利用に係る特別料金について支給限度額範囲内での全額支給や支給要件の拡大に伴うものでございまして、第9条第1項第1号中の傍線部分、有料の道路（以下、この項から第3項まで）というのを、右側の有料道路の（以下、この条）に改めるものでございます。

以下、傍線のついております部分について、所要の改正を行うものであります。

次に、新旧対照表の6ページをご覧ください。

第9条の2、単身赴任手当については、現行の適用範囲が移動のみとなっておりますが、今回採用が新たに追加されることにより、第9条の2第3項中、傍線の箇所を右側のように改正するものでございます。

次に、7ページをご覧ください。

第16条の2、管理職特別勤務手当につきましては、平日深夜に係る支給対象時間帯と支給対象職員を拡大し、勤務実態に応じた適切な処遇を確保するために、同条第2項中の傍線のあります、週休日等以外の日の午前0時からというのを、右側の午後10時から翌日のに改めるほか、所要の改正を行うものでございます。

続いて、8ページをご覧ください。

第19条の5でございしますが、現在支給されていない手当の中で移動の円滑化に資する手当を支給できる改正が行われることに伴い、住居手当を支給するために、傍線のあります、「から第8条の2まで」を削除するものでございます。

新旧対照表の 9 ページから 26 ページまでは、給料表を載せております。給料表につきましては、より職責を重視した俸給体系への見直しが行われ、別表第 1、これが行政職給料表となります。別表第 2、別表第 3 までをそれぞれ傍線のように改めるものでございます。

続いて、新旧対照表の 27 ページをご覧ください。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例第 6 条、第 6 条の第 7 項を下線のとおり改正するものでございます。

議案書 25 ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、第 1 項として、この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するとなっております。

以下、第 2 項から第 6 項、それから附則別表がついておりますが、こちらについてはお目通しをください。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第 7 号、鬼北町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 7 号は原案のとおり可決されました。

日程第１１、議案第８号、鬼北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第１１、議案第８号、鬼北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

育児休業、介護休業等育児、または家庭介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正する条例内容の詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○総務財政課長（水野博光君）

それでは、議案第８号、鬼北町条例第６号、鬼北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

改正理由につきましては、先ほど町長からありましたとおり、法律が令和７年４月１日に施行されることに伴い、条例を改正するものでございます。

議案書は３７ページになります。

改正内容につきましては、別紙お配りしております新旧対照表で御説明をいたします。

第１７条、部分休業の承認につきまして、傍線の引いてあります第６１条第３２項において読み替えて準用する同条第２９項とありますのを、右側の第６１条の２第２０項と改正するものであります。

議案書３７ページにお戻りください。

附則としまして、この条例は、令和７年４月１日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第 8 号、鬼北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 9 号、鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第 12、議案第 9 号、鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

鬼北町国民健康保険運営協議会の答申を受け、令和 7 年度国民健康保険事業の費用に充てる保険税を適正な税率に設定するため、地方税法第 703 条の 4 の規定に基づき、条例の一部を改正するものであります。

改正する条例内容の詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○町民生活課長（善家直邦君）

それでは、鬼北町条例第 7 号、鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明いたしますので、議案書 39 ページをお開きください。

この条例の一部改正は、県が愛媛県国民健康保険運営方針において、令和 11 年度をめどに資産割を廃止することを目標としたことから、市町における保険料の算定方式を、資産割を除く 3 方式へと統一する必要があるため、条例の一部を改正するものであり、主な改正点について御説明させていただきます。

別紙の新旧対照表に基づき説明いたしますので、そちらをご覧ください。

左の現行の欄に掲げる規定を、右の改正後の欄に掲げる下線で示すよう改正するものであります。

国民健康保険税につきましては、医療費の支払いに充てるための基礎課税分、後期高齢者医療制度を支えるための後期高齢者支援金分、40歳から64歳までの被保険者の介護保険料として徴収する介護納付金分の合計で税額を決定しており、その3つにそれぞれ所得に応じて徴収する所得割、土地及び家屋に係る固定資産税額に応じて徴収する資産割、1被保険者あたりに徴収する均等割、1世帯あたりに徴収する平等割がかかっております。

1ページの第4条は、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税分の規定になりますが、資産割額について固定資産税額に乘じる率を「100分の25」から「100分の12.5」に、第7条は、後期高齢者支援金等分の規定になりますが、資産割額について固定資産税額に乘じる率を「100分の10」から「100分の5」に、第9条は、介護納付金分の規定になりますが、資産割額について、固定資産税額に乘じる率を「100分の8」から「100分の4」に、それぞれ資産割額の税額を2分の1に引き下げるものです。

新旧対照表での説明は以上です。

議案書39ページにお戻りください。

附則について説明いたします。

附則第1項、施行期日、この条例は、令和7年4月1日から施行する。

附則第2項、適用区分、この条例による改正後の鬼北町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとするものです。

以上で鬼北町条例第7号、鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての説明といたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第 9 号、鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 10 号、鬼北町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第 13、議案第 10 号、鬼北町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律により、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正する条例内容の詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○町民生活課長（善家直邦君）

それでは、鬼北町条例第 8 号、鬼北町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを御説明いたしますので、議案書 41 ページをお開きください。

今回の条例改正は、災害時に当該災害における負傷の悪化、または避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害が原因で死亡したものと認められた者、いわゆる災害関連死に係る災害弔慰金の支給に関して所要の改正を行うものです。

別紙の新旧対照表に基づき説明いたしますので、1 ページをご覧ください。

左の現行の欄に掲げる規定を、右の改正後の欄に掲げる下線で示すよう改正するも

のであります。

1 ページ、目次では、第 5 章として、災害弔慰金等支給審査委員会（第 16 条）を新たに加え、第 6 章を補則（第 17 条）とします。

第 4 条は、災害弔慰金を支給する家族について規定したのですが、災害給付金を支給する遺族の範囲とその順位について、改正後は、災害弔慰金の支給等に関する法律第 3 条第 2 項に定める災害弔慰金の支給に関する規定に準拠した内容に改めるものです。

2 ページをご覧ください。

第 16 条第 1 項は、災害弔慰金等支給審査委員会の設置について規定したのですが、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する重要な事項を調査・審議するため、災害弔慰金等支給審査委員会を設置することができるとしたものです。

第 16 条第 2 項は、災害が原因による死亡であるかどうかは、いわゆる相応の因果関係により判断されるものであるため、支給審査委員会の委員は、学識を有する者のうちから町長が委嘱し、または任命することとしたものです。

第 16 条第 3 項は、支給審査委員会に関する必要事項を別に定める規定であります。新旧対照表での説明は以上です。

議案書 41 ページをご覧ください。

附則について説明いたします。附則、この条例は、公布の日から施行するとするものです。

以上で鬼北町条例第 8 号、鬼北町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についての説明といたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第10号、鬼北町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第11号、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第14、議案第11号、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、提案理由の説明をいたします。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革と推進を図るための関係法律の整備に関する法律による栄養士法の改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正する条例内容の詳細につきましては、保健介護課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○保健介護課長（谷口美穂君）

それでは、議案第11号、鬼北町条例第9号、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを御説明いたしますので、議案書43ページをお開きください。

今回の条例改正は、栄養士法の改正が行われ、これまで管理栄養士国家試験は、栄養士の免許を受けた者でなければ受験することができなかったところ、改正後は、管理栄養士養成施設卒業者については、栄養士資格免許の取得を不要とされることにより、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士になることが可能となることにより、条例の一部を改正するものであります。

第1条、鬼北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の第1

6条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、第2条、鬼北町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第151条第13項中「、栄養士又は」を「、栄養士若しくは管理栄養士又は」に改め、栄養士の配置等を求めているところを、栄養士免許を有しない管理栄養士を配置した場合についても、当該要件を満たすことができるように所要の改正を行うものです。

附則について説明いたします。

附則、この条例は、令和7年7月1日から施行するとするものです。

以上で議案第11号、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についての説明をいたします。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第11号、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第12号、令和6年度鬼北町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第15、議案第12号、令和6年度鬼北町一般会計補正予算（第8号）について、提案理由の説明をいたします。

令和6年度も年度末を迎え、本年度予定いたしておりました事務事業も繰越しを予定している一部の事業を除いて完了、または最後の仕上げの段階に入っており、最終的な調整を行うため、補正予算を編成したものであります。

歳出につきましては、決算を見通し、増減調整するとともに、事業の確定及び完了に伴い事業費の減額をいたしております。また、台風10号に係る農地農業用施設の災害復旧費について増額補正しております。

歳入につきましては、事業の確定に伴い、国・県支出金、町債等の調整を行うものであります。

また、年度内の完了が見込めない事業につきまして、繰越明許費として計上するとともに、債務負担行為及び地方債につきましては、事業の確定に伴い、限度額の変更等を行うものであります。

この結果、歳入歳出それぞれ2億5,950万円を減額し、予算の総額を96億1,870万円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○総務財政課長（水野博光君）

それでは、議案第12号、一般会計補正予算（第8号）について御説明いたします。

なお、本日お配りしております補足資料、A4サイズ1枚のものも併せてご覧ください。

今回の補正につきましては、決算見込みに伴う不用額の調整などが主なものとなっておりますが、追加補正をしているものにつきまして、主なものを御説明させていただきます。

はじめに、歳出予算から説明いたしますので、予算書22ページをお開きください。

2款、1項、1目、一般管理費、18節、退職手当組合負担金3,051万2,000円につきましては、一般職の3月末退職に伴う退職手当組合負担金であります。

次、23ページ、2款、1項、5目、財産管理費の14節、仮庁舎解体工事請負費3,847万8,000円につきましては、旧グリーンマーケット跡地にあります仮庁舎の解体工事に係る経費となります。

同節の普通財産施設整備工事請負費１００万４，０００円につきましては、下鍵山にあります若者定住住宅の単独浄化槽の撤去に係る費用となります。

それから、同目、２４節、減債基金積立金２，３４８万円につきましては、普通交付税の再算定により、臨時財政対策債償還基金費として交付された額を積み立てるものであります。

予算書２４ページをお開きください。

２款、１項、６目、企画費の１８節、鬼北ふるさと映画負担金１，０００万円につきましては、町内で撮影された映画の制作に係る負担金となります。

２５ページをご覧ください。

２款、１項、１１目、生活交通路線対策費、１８節、地方バス路線維持費補助金１，５００万１，０００円につきましては、宇和島自動車に対する補助金であります。

続きまして、２９ページをお開きください。

３款、１項、５目、障害者福祉費、１９節、介護給付・訓練等給付費５５１万７，０００円につきましては、生活介助、施設入所等自立支援給付費の増加により追加計上するものであります。

３０ページをお開きください。

３款、２項、２目、児童福祉施設費の１２節、広域保育委託料２８０万円につきましては、町外の保育園に入園する園児に係る委託料の増による追加分を計上するものでございます。

続いて、３３ページ、４款、２項、１目、じん芥処理費の１０節、修繕料１３０万円につきましては、パッカー車の修繕に係る経費になります。

同目の１７節、機械器具費６９９万５，０００円につきましては、ごみ収集トラック購入に係る経費を計上しております。

３４ページをお開きください。

５款、１項、３目、農業振興費の７節、買上金、一番上の行になりますが、９１５万１，０００円につきましては、イノシシの捕獲頭数の増加により、追加計上するものであります。

続いて、３５ページ、５款、１項、１３目、町単独土地改良事業費の１４節、農業用施設工事請負費１５７万３，０００円につきましては、今在家の農業用水路改修に係る経費を追加計上するものであります。

同じページ、５款、２項、２目、林業振興費の１８節、造林事業補助金５３４万円につきましては、間伐面積、作業道整備の増により追加計上するものであります。

36ページをお開きください。

同日、18節、間伐材等出荷促進対策事業費補助金180万円につきましては、搬出間伐の増加により追加計上するものであります。

続いて、37ページをご覧ください。

6款、1項、6目、成川溪谷休養センター費の14節、成川溪谷休養センター施設改修工事請負費586万2,000円につきましては、成川溪谷休養センターの駐車場舗装及び水路の改修に係る経費を計上するものであります。

続いて、41ページをお開きください。

9款、1項、3目、国際交流事業費、24節、人材育成ふるさと基金積立金150万5,000円につきましては、教育振興寄附金としていただいた寄附金を同基金へ積み立てるものでございます。

それから、その下、9款、1項、4目、諸費、24節、未来へつなぐ子ども応援基金積立金150万4,000円、こちらにつきましても、教育振興基金にいただいた300万をそれぞれ150万ずつ積み立てるものでございます。

続きまして、42ページをお開きください。

一番上の行になりますが、9款、2項、1目、小学校管理費の10節、修繕料386万7,000円につきましては、近永小学校の高圧機器の更新、愛治小学校の校内放送設備の修繕に係る経費を計上するものであります。

44ページをお開きください。

9款、4項、2目、公民館費の14節、公民館施設整備工事請負費70万円につきましては、泉公民館の空調設備設置工事に係る経費を計上するものであります。

続いて、46ページをお開きください。

10款、1項、1目、農地農業用施設災害復旧費、14節、災害復旧工事請負費2,780万円につきましては、台風10号に係る農地及び水路の災害復旧工事費を計上するものでございます。

次に、歳入予算の主なものについて御説明いたしますので、予算書11ページをお開きください。

1款、町税から、9款の地方特例交付金につきましては、決算見込みにより所要の補正しております。

10款、1項、1目、地方交付税、1節、普通交付税9,829万2,000円につきましては、国税の上振れにより再算定が行われ、その増額分を計上しております。

12款、分担金及び負担金から、16ページの県支出金までは、決算見込みにより

所要の補正しておるものでございます。

17ページの15款、2項、7目、災害復旧費県補助金、2節の農地農業用施設災害復旧費県補助金2,730万5,000円は、先ほど歳出でありました10款、1項、1目の農地農業用施設災害復旧事業費に係る補助金でございます。

続いて、18ページをお開きください。

17款、1項、4目、教育振興費寄附金300万円は、既に受け入れております寄附金について計上するものであります。

それから、同ページの18款、2項、3目、公共施設等整備管理基金取崩し4,220万円につきましては、歳出2款、1項、5目の仮庁舎解体工事請負費及び4款、2項、1目のごみ収集トラック購入に充当するために取り崩すものであります。

続いて、19ページをご覧ください。

18款、2項、6目、ふるさとときほく未来基金取崩し368万4,000円につきましては、昨年度、積み立てたふるさと納税を各種事業に充当するために取り崩すものであります。

18款、2項、12目、交流促進事業基金取崩し460万円につきましては、高校魅力化事業及びでちこんか事業に充当するために取り崩すものであります。

次に、20款、4項、2目、民生費受託事業収入の1節、広域受託事業収入347万5,000円につきましては、町外の子どもを町内の保育園で受け入れる際の負担金について、決算見込みにより増額補正をしております。

同節の認定こども園施設型給付費負担金295万1,000円につきましては、町内の1号認定園児に係る負担金について、決算見込みにより増額補正をしております。

20ページをお開きください。

一番上の行になりますが、20款、5項、1目、雑入の10節、宇和島地区広域事務組合負担金精算金934万9,000円につきましては、過年度の負担金について精算金が発生したため、雑入で受け入れるものでございます。

以上で歳入の説明となります。

次に、第2条、繰越明許費について御説明をいたしますので、予算書の5ページをお開きください。

年度内に完了が見込めない事業につきまして、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用できるよう31事業、10億2,333万4,000円を繰り越すものであります。

次に、第3表の債務負担行為の補正について御説明いたします。予算書7ページに

なります。

まず、上段（廃止）の3番、重点加速化事業（令和6年度分）につきましては、泉、好藤、三島の各公民館に設置する蓄電池につきまして、四国電力の認可に時間がかかっており、6年度中の契約が間に合わなかったために廃止とし、7年度に改めて計上するものでございます。

下段の変更の1、第2庁舎大型UPS更新事業につきましては、事業費が確定したことに伴い、限度額を変更するものであります。

次に、第4表、地方債の補正について説明いたしますので、8ページをお開きください。

それぞれ事業費の確定に伴いまして、限度額を補正後の額に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法については、いずれも補正前と同じとなっております。

次に、給与費明細書について御説明いたしますので、47ページをご覧ください。

1の特別職について御説明いたします。

その他の特別職につきまして、職員数214名、報酬693万9,000円を減額するものでありますが、こちらは歳出の8款、1項、1目、消防団員報酬の減額が主な要因でございます。

続きまして、48ページをご覧ください。

一般職につきましては、給料、手当、共済費について決算見込みにより所要の補正をするものでございます。

49ページ以降につきましては、説明を省略いたしますので、お目通しをお願いいたします。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○2番（兵頭 稔君）

今、歳入と歳出について御説明をいただいたんですが、これから使うお金については、きちっと説明資料がついて分かるんですが、今まで計画をしていて、一応2億5,900万という補助金とか、いろいろずっとお金が減額になっているんですけどね。寄附金についても1億1,100万とか、これの理由が、できればこういう工事は補

助金が下りなかったからできなかったとか、何かがあってできなかったんだと思うんですけど、これだけの2億5,900万という金額が減ったという説明をお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

私のほうから、予算を計上しとる部分についてしっかりと計画的に施行せよというふうな御指摘も含めた要旨であろうというふうに伺いました。

例えば1,000万の工事をするのに、入札とかいうことの入札減少金があるということは、御案内のとおりでありますけれども、それをずっとこの3月まで置いておくのは、その工事においても様々な変更が生じることもあるということで、年度の途中にはなかなか減額できないというような、それはやはり行政として1回上げたものをまた落として、また上げるというようなことは、なかなかそれは議会に対しても失礼といえますか、そういうことがありますので、予算を確保していただいたものについては、その分をできる限り精査をしながら決算に持っていくというふうなものが必要なんじゃないかなと。

それと、例えば一つのイベントをするのに、200人お客様にお越しいただくと。200人のお茶を用意しとってですね。それを200人分予定しとって、180人になったからということで、その20人分の分を効果として減らしたのはいかがなものかということをして1つずつですね。議員さんのほうに提示することは、今までの私の行政経験からもないわけでありまして。どこの市町でもこの不用額というものは出てくる時期でありますので、そこは議員さん方、兵頭議員におかれましては御理解いただきたいというところでありまして、もしほかの議員さん、全ての方が全部をチェックせよということあれば、そういうことも必要なのかもしれませんが、毎年監査によってしっかりとチェックをしていただいておりますし、数か月に1回、各課の事業の進捗状況についても監査でしっかりと見ていただいております、そのような行政システムも御考慮いただくと、この今の不用額全部を説明せよと言われるのは、いささか困難であると。それも全部、職員のほうで残業してやらなければならなくなりますので、そこらも御理解いただきたいなというふうに思います。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、了承ですか。

○2番（兵頭 稔君）

細かい何百万とかいう数字はいいと思うんですけど、やっぱり1,000万から2,000万の超える金額についての減額というのは、内容について分ければこういった

説明書を配付していただければいいと思うんですが、どんなでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、兵頭議員のほうから注意、気にかかる点について御質問をいただければ幸いです。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、了承ですか。

○2番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（程内 覺君）

ほか、質疑ありませんか。

○4番（中山定則君）

23ページの2款、1項、2目、18節、負担金補助及び交付金の市町業務標準化モデル構築事業負担金175万1,000円の減額なんですけど、予算化された事業ということで、私の認識不足なんですけど、もう一度この市町業務標準化モデル構築事業についての説明をしていただいた上で、その負担金の相手方とこの減額の理由の説明をお願いします。

それと、24ページ、2款、1項、6目の企画費の18節、鬼北ふるさと映画負担金1,000万円、説明資料では、町内で撮影された映画制作に係る負担金ということなんですけど、町として撮影を依頼されたのかどうか。その部分、この映画について負担金を出す、支出するということについての説明をお願いいたします。

それと、戻るんですが、5ページの繰越明許費、総額として10億2,333万4,000円、それぞれ事業の繰越ししなければならないということの理由があるわけなんですけど、仮庁舎解体事業については、今年度設計、解体に関わる設計委託がされたと思うんですが、今回補正で予算を計上して繰り越すという理由について説明をお願いいたします。

全体的に繰越額が多いので、その辺、毎年のことなんですけど、繰越しが多いので、実質工事、繰越事業をやって新年度事業をやると、なかなかになると思うんですが、その辺のことについて補助金が後でつくからということだろうかと思うんですが、その説明をお願いします。

○議長（程内 覺君）

3点、質問があったと思いますが、答弁をお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

2 款、1 項につきましては総務財政課長が、それから 2 款、1 項、6 目につきましては企画振興課長が、今の繰越しの分については、私のほうでお話をさせていただきます。

議員御案内のとおり、行政自治体の事業というのは、会計年度単年度原則というのはあるんですけども、今回は町長選があるということで、4 月のほうに当初予算が組めないということもあって、それで今回しっかりとそれぞれの公共サービスに不安を残さないような形で予算を組むべきだということもあって、この繰越事業を行っております。

それと、今ほど例として言われました、仮庁舎の分でありますけども、これ設計が既に終わっておりまして、もしこれを当初予算、本格予算の 6 月以降にしたときに、その分を予算を組んでそれでやった場合には、設計のときから 3 か月、4 か月、5 か月たったときに、年度替わりをしますと、その費用単価についても上昇する可能性がゼロではないわけです。ですから、今の段階でしっかりと入札を実行し、その後、工事を執行したいという面もありまして、昔と違ってですね、もう年度内に何回も単価が上がっていくということは、議員も御案内で分かっと思うんですよ。分かっておられると思います。やはり 1 回計上したものをですね、再度補正予算で追加予算をするということでも御指摘はあるわけですから、そこら辺りも御理解いただきたいというふうに思います。

では、2 人のほうから説明をさせます。

○総務財政課長（水野博光君）

2 款、1 項、2 目、文書広報費の市町業務標準化モデル構築事業の中身につきましては、県下で各種申請等の様式を統一して、県下で同じもので申請できるようにするというような事業でございまして、当初は補助なしということで、町で全額を計上しておりましたが、年度途中で県のほうが 2 分の 1 出すということになりまして、2 分の 1 になったわけですが、実際には、うちのほうが 7 月からの運用開始となりましたので、4、5、6 の 3 か月分が要らなくなって、その分が減額になったというものでございます。

以上です。

○企画振興課長（小川秀樹君）

それでは、24 ページ、2 款、1 項、6 目、18 節の負担金のうち、鬼北ふるさと映画負担金、こちらについて町として依頼をしたのかという御質問でございましたが、こちらは、あくまでも映画を制作されている制作会社の方が制作をされている部分で

ございまして、町が依頼をする、もしくは委託をする、そういった部分ではございません。

ただ、鬼北町を舞台として映画をつくっていただく、鬼北町を中心に発信していただく、そういった部分の話を聞いている中で、町並びに町内の事業者さん等で組織される実行委員会において、全面的にバックアップという形で支援をしているところでございます。

今回計上額につきましては、町内の商工事業者様、並びに町関係事業者様等で協賛金等を支援されている額と同等額、また、現在制作会社のほうに協賛金として集まっている総額の2分の1程度を計上させていただいたところであり、お聞きしております制作費の5分の1程度を計上しているところであります。

以上です。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○4番（中山定則君）

総務財政課長の説明があった市町業務標準化モデル構築事業負担金の関係なんですが、もう一度、市町業務標準化モデル構築事業、どういう事業なのか分かりやすくといえますか、もう一度説明をお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長が答弁いたします。

○総務財政課長（水野博光君）

各市町でそれぞれでつくっております申請書の様式等を県下で統一して運用してはという事業でございます。

○議長（程内 覺君）

中山委員、了承ですか。

○4番（中山定則君）

どういう申請書なんですか。申請書類。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長が答弁いたします。

○総務財政課長（水野博光君）

具体的にこれとこれというのは、今手元に持っておりませんので、後ほど回答したいと思います。

○議長（程内 覺君）

後刻ということで、よろしいですか。

○4 番（中山定則君）

はい。鬼北ふるさと映画の関係なんですけど、制作費の5分の1、結構な額なんですけど。それと負担金という、補助金じゃなくて負担金なんですかね。その辺。額は先ほど積算というか、計上した額の説明はあったんですが、結構な額1,000万という額なんですけど。すると補助金じゃなくて、補助金というか、映画づくりに関わるような感じがPRできるので関わるんでしょうけど、負担金なのかどうか、その辺説明をお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

補助金じゃないかというふうな要旨でしょうか。出すんやったら。そういう御意見ですか。

負担金そのものについて違う御意見があるのであれば、また話は別なんですけども、私はこの事業等について監督さん、また関係者の方々から鬼北でやってみたいというお話があったときに、鬼北町のほうでは、20周年記念行事として私がもし申し添えるとするならば、旧の広見、日吉両方で撮影をしていただき、みんなに地域の実情というものを全国発信してもらいたいというようなこともお話をし、それでも分かりましたというふうなところでですね、やはり20周年記念行事として式典は今のところは予定しておりませんけども、そういうふうな経費よりもこういうものに活用していきたいというふうな部分で予定をしておりました。

もちろんこの経費を支出する折には、同監督がこれまでに愛媛県内でやられたところの行政自治体でも今までの実績をお聞きをし、これが最低の金額であったというところもございます。

それと、負担金という意味はですね。映画の今まで制作をし、それから今直近として準備段階といいますか、予告編が出ておる。もちろん、それは今ちょうど1か月前ぐらいにキャストが発表された、そういうところですね。補助金の申請としてしっかりとそれを受けられるような映画のほうに出すお金としては、補助金というものがそぐわないと私は思っておりまして、できれば鬼北町のほうからしっかりと町の映画の検討委員会のほうに、しっかりと御負担するという形も必要なんじゃないかなと私は思っております。

もちろん各それまでの経験の部分もあるんですけど、それぞれの町の出し方とですね、形と同じような形で出すということもここで確認をしております。

以上、ここにしておきます。よろしくお願いいたします。

構いませんか。

やはり町が負担をすべきものかというふうな御意見なんですけども、映画を撮るとなると、もういろんな方に、町民の方々にも出演をしてもらったり、また支援をしてもらう、議員さんの中にも自分自身が寄附ができないけれども、自分とこの御出身の社長さんとかですね、県外までしっかりと自腹で行ってもらってですね。頭を下げをお願いしていただいとる議員さんもいらっしゃるわけですよ。やっぱりみんなで頑張ろうという気持ちがあって、そこに映画が成り立ってくると。それは宇和島でも、砥部でもあったわけですから、そこら辺りも議員さんも御理解いただいてですね。御納得いただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○４番（中山定則君）

負担というか、協力するわけでしょう。協力金というか。私が言うのは、そういう意味で質問をさせてもらいました。返答は要りません。

○議長（程内 覺君）

返答は要らない。

○４番（中山定則君）

はい。

○議長（程内 覺君）

ほか、質疑はありませんか。

○５番（山本博士君）

４０ページの８款、１項、２目、１８節、消防施設整備事業費補助金なんですが、数字のことじゃないんですが、関連のことで、防災の井戸の手押しポンプとか、井戸の水質検査、そういった補助金もあるのでしょうか、説明をお願いします。

それと、もう１点、４５ページ、９款、５項、１目、１８節、スポーツ少年団補助金の説明をお願いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

前段につきましては危機管理課長が、後半につきましては教育課長が答弁をいたします。

○危機管理課長（東 英範君）

それでは、４０ページの８款、１項、２目の１８節、消防施設整備事業費補助金についてですけれども、今回の減額につきましては、こちらのほうは地元にありますホ

ースですとか、消火栓、防火水槽、そういった部分の補助について計上しております、今年度につきましては、消防用ホース等の４件のみでありましたので、その分の減額ということで予算計上をしております。

水質検査等につきましては、自主防災組織のほうにおいて経費のほうの負担を行っておりますので、要望がありましたら御連絡いただければというふうに思います。

以上です。

○教育課長（佐々木健次君）

それでは、９款、５項、１目、１８節のスポーツ少年団補助金について説明をさせていただきます。

スポーツ少年団のソフトボールチームのほうで、奈良県で開催されます春季全国小学生男子ソフトボール大会に出場することになりました。そちらのほう４泊５日で大会に参加されるということで、その費用の一部を補助金として支出するものでございます。

以上です。

○議長（程内 覺君）

山本議員、了承ですか。

○５番（山本博士君）

今のスポーツ少年団の補助金なんですが、具体的に詳細を言っていただければ。

○町長（兵頭誠亀君）

教育課長が答弁をいたします。

○教育課長（佐々木健次君）

それでは、補助金の詳細なんですけれども、スポーツ少年団のほうから合計で１８万８０円総額でかかるというふうに申出がございまして、その中から食費を除きました補助対象１５万２千１７８０円のうち、約４分の１を補助させていただくものでございます。

以上です。

○町長（兵頭誠亀君）

直接あれはないんですけども、その日にちがですね、３月の末から４月の頭にかかるとるものですから繰越しのほうになっておると、繰越事業費のほうに３５万が計上されておるということであります。

○５番（山本博士君）

すみません。３５万に対してもう少し出ないのかなというふうに、言うたら全国大

会となると、やっぱり鬼北町のアピールも含めてですね、そういった形でもう少し補助を増やしてほしいなというふうな気持ちで言っております。

○町長（兵頭誠亀君）

教育課長が答弁いたします。

○教育課長（佐々木健次君）

金額に関してなんですけれども、昨年度西日本大会に出場いただいたときも、こういった算定で算出をさせていただいております、他の全国大会参加等を含めて検討させていただきまして、この金額とさせていただいております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

山本議員、了承ですか。

○5番（山本博士君）

了承です。

○7番（松下純次君）

もうちょっと出してやったらどうやら。もうちょっと出されんもんですか。

○町長（兵頭誠亀君）

今、教育課長が話をしたのは、同じ鬼北ジュニアが去年行ってくれたときも、同じような算定でやったということを申し上げたわけでありまして、各それぞれの御家庭の個人負担というものと鬼北町のアピールというものを考えたときに、議員さん方のほうでもう少し出すべきじゃないかというふうな御意見が多ければですね、そこら辺り再検討しても構わんと思うんですけども、ただ、行きたんびにですね、割合が違うと何でという話にもなりますので、そこら辺りはしっかりとした規定といいますか、根拠になるものは担当課としては持っておきたいということでの答弁でありますので、御理解いただきたいなというふうに思います。

松下議員、言われましたのは、今年度については、もうこれ予算最後ですので、取りあえず御勘弁いただきたいなと思うんですけども、取りあえず、これから先に向けて全国大会へ行ったときには、これぐらいどうでしょうかというふうなことを、また議員さん方からも御提案いただいたらというふうには思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○7番（松下純次君）

よろしくないけど、よろしい。

○議長（程内 覺君）

はい。

ほか、質疑はありませんか。

○10番（松浦 司君）

3点ばかりお聞きしたいと思います。

24ページ、2款、1項、6目、14節の空家住宅改修工事請負費の300万減、昨年と今年の実績と今後の計画についてお聞きしたいと思います。

そして、26ページ、これはどこの部分でいろいろ補助金の関係もあると思うんですが、関連してお聞きをしたいと思いますが、26ページの2款、1項、15目、全体で近永駅の賑わい創出、併せて予土線の存続ということで、近永駅と予土線をひっくるめたいろいろな事業を町長、展開されておりますが、ちょうど3月15日にダイヤ改正があると聞きました。そのダイヤ改正が行われることによって影響がある、通学ができない子どもがいるというような情報も入っておるわけですが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

それと、37ページ、7款、1項、1目、土木総務費の中の18節、老朽危険空家除去補助金200万の減、これの内訳と実績、今後の計画を教えてくださいたいと思います。

以上3点です。

○町長（兵頭誠亀君）

2款の分につきましては企画振興課長が、それから7款の分につきましては建設課長がそれぞれ答弁をいたします。真ん中の部分の賑わいエリア、それから予土線の部分について、減額もあるけれども、現在の状況、予土線のダイヤ改正についての御質問でありましたけれども、今ほど議員御指摘がありました、3月15日のダイヤ改正につきましては、ダイヤ改正の発表のある1か月足らずのときに報告がありまして、それから宇和島市長、それから松野町長、私3人で高松のほうに要望活動に行きたいという話をしたところ、JRのほうから少し時間が取れるので、専務さんが宇和島駅まで来るとのことやったんで、そのところに伺いました。

今ほど議員が御指摘のあった、これ以上、便を削減されると本当に予土線の利用者そのものに影響があるということで、何とかダイヤ改正について修正してもらえまいかということをお願いし、一部予土線のほうについてもあったんですけども、30分にわたってお願いをして、お願いといいますか、要望いたしました。

ただ、JRのほうについては、もうダイヤ改正について、理由はですね、運転手さんがいらっしやらないと。もう運転手を確保したいんやけども、どうしてもその分が確保できなくて便を減らさなければならない。四国全体で減らす予定なんですというようなところしか話してもらえずにですね、どうしてもダイヤ改正は必要だというようなところで押し切られた形であります。

私自身はですねダイヤ改正そのものがあること以上に、もう少し前もって、地元で予土線についてしっかりと守っていこうとする沿線自治体のほうにももう少し早く言ってもらいたかったなというものが、本音でありまして、そこら辺りも少し落胆をしたところがありまして、できますれば、町行政側だけではなく、各沿線の自治体の議会のほうでも一緒に声を上げて、今のような状況について御支援をいただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○企画振興課長（小川秀樹君）

24ページ、2款、1項、6目、14節、工事請負費のうち、空家住宅改修工事請負費につきまして、昨年度の実績と今年度の実績、また今後の予定ということの御質問でございましたが、まず、令和5年度におきましては、日吉地区において1件、整備をさせていただいたところです。工事費355万3,000円でございます。

今年度につきましては、泉地区興野々のほうに、改修工事1件実施をしております、693万円ということで、1件分の工事をいたしております。

令和7年度の予定ということでございますが、今年度繰越しといたしまして、設計事業のほうを154万円計上させていただいておりますが、奈良地区のほうで、1件整備を予定しているところでございまして、そちらの設計費を繰越しで計上させていただき、また金額が出ましたら、補正等で工事費計上させていただきたいと考えているところでございます。

以上です。

○建設課長（佐子 司君）

空家除去の戸数の御質問ですが、本年度は10件の予定のところ、8件の実施を行っております。その前から、令和に入ってから言いますと、令和元年が9件、2年が13件、3年が12件、4年が9件、5年が5件、6年が6件の実績になっておりまして、来年度以降は、当初予算では10件程度が妥当なんじゃないかと考えております。

以上です。

○10番（松浦 司君）

ありがとうございました。

もう少し配慮を地元の話を下ろしていただいて、私も自ら認識不足やったことは反省しておりますが、やっぱり地域に話もなく、JRのほうダイヤを改正して、利用者減になるような施策というのは、やっぱり皆さんで協議するべきじゃないかなと私は考えますが、これは今後ずっと由々しき事態になる可能性も大だと思います。そういうことで議会としても、今後取り上げていく課題じゃないかなと思います。

町長、ありがとうございました。

それと、老朽空家の除去の関係なんですけど、これ80万限度額の合計の400万という予算やったんですかね。あれじゃないか。違いますか。限度額。

○建設課長（佐子 司君）

今、資料を持ち合わせていませんので、後ほど答弁させていただいたと思います。

○10番（松浦 司君）

それで、申請をしたけど適用にならなかったという町民もおられると聞いております。できるだけ減額するのではなくて、この減額した200万は来年度に持ち越しというわけにはいかないんでしょう。例えば400万限度額やったら、来年は600万かんまんというわけにはいかないんですよ。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長が答弁いたします。

○建設課長（佐子 司君）

ただいまの御質問ですが、もう要綱で定めてありますので、その持ち越しというようなことには考えておりません。

以上です。

○10番（松浦 司君）

であれば、やはり町民から申出があった部分に関しては、できるだけ精査をして対処してもらうように今後お願いしたいと思います。

答弁は要りません。

○議長（程内 覺君）

ほか、質疑ありませんか。

○2番（兵頭 稔君）

26ページの2款、1項、14目、14節、携帯電話等エリア整備工事費1,260万、これは来年度にこの工事をするのかどうかを教えてください。

それと、２款、３項、１目、１７節、１,５３３万３,０００円、機械器具費ということで、これは何をかう予定があつて止めたのかということをお教えください。

それと、３款、１項、１目、１８節、負担金補助及び交付金ということで、物価高騰対応重点支援給付金が、９００万円減額になっているんですが、これの内訳をお教えください。

それと、３款、１項、３目の１９節、老人保護施設費１,１５５万４,０００円の減、この分についての説明をお願いします。

あと１つ、３款、２項、４目、１９節、補助費児童手当１,８５０万円、この説明をお願いします。

○議長（程内 覺君）

５件の質問があつたかと思ひます。

答弁をお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

１点目、携帯電話の部分につきましては危機管理課長が、それから２款、３項、１目、戸籍住民基本台帳費につきましては町民生活課長が、それから３款、１項、１目、物価高騰対策の部分の給付金につきましても町民生活課長が、それから、３款、１項、３目、老人保護措置費につきましては保健介護課長が、最後の児童福祉施設、３款、２項、２目につきましては町民生活課長がそれぞれ答弁をいたします。

○危機管理課長（東 英範君）

それでは、２６ページ、２款、１項、１４目、１４節、工事請負費についてですけれども、まず、減額としましては、携帯エリアの整備につきましては、現地に合せて資材、機器等をカスタマイズ、製造する必要があるとして、予算計上しておりましたが、現地生産の結果、減額となったものです。また、工期につきましては、雪の影響で工期が伸びましたので、今回の補正予算の後ろのほうにも載っておりますように、繰越事業ということで予定をしております。

以上です。

○町民生活課長（善家直邦君）

２款、３項、１目、１７節、機械器具費１,５３３万３,０００円の減額についての説明をいたします。

こちらにつきましては、全員協議会の中でも御説明させていただきました、書かない窓口の機器購入費に当たります。当初システムの提案があつた業者の価格から、実際に公募型プロポーザル方式によって実施し選定された業者のシステム価格が安価で

あったため、こちらの金額が減額となったものでございます。

続きまして、3款、1項、1目、18節、負担金補助及び交付金の物価高騰対応重点支援給付金、こちらの900万円の減額についての御質問かと思えます。こちらにつきましては、令和5年度住民税所得割課税から、令和6年度新たに住民税所得割の非課税となった世帯の方に対して10万円を1世帯当たり給付する事業であります。こちらにつきましては、令和6年度の課税状況が確定前の予算計上でありましたので、正確な見込みがなかなか困難であったこと、また、基準日までに転入した方について、そちらについては課税権が当町にはございませんので、前住所地にその方が課税、非課税なのかというところに関して、照会をかけまして給付の決定を行っていたと。そういった事情がありまして、なかなか予算計上時に課税状況を予測するということが困難でありましたので、見込んだ数よりも対象となる実績が少なかったことによる減額であります。

○保健介護課長（谷口美穂君）

3款、1項、3目、19節の扶助費の説明、老人保護措置費なんですが、これは優愛の里や寿楽荘等の保護施設の過大見込みによって1,155万4,648円減額している分と、在宅寝たきり高齢者等介護手当の分が過大見込みによって32万減額しているものです。

以上です。

○町民生活課長（善家直邦君）

それでは、最後に、3款、2項、14目、扶助費児童手当の1,850万の減額について御説明をいたします。

児童手当につきましては、令和6年度について支給される方について、年齢の拡大、それから多子加算の拡大、所得制限の撤廃など、年度の途中から実施されておりました、当初予算の編成時には支給見込額の計上というのが大変困難でありました。ただ、制度の改正などによって予算が不足して、実際に支給ができないといった事態だけは避けなければならないということで、結果的にこれだけの金額は減額ということになったものでございます。

以上です。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、了承ですか。

○2番（兵頭 稔君）

この今、私が質問した分については、ほとんど県・国の補助金が出る分の対象なん

ですよ。その辺をやっぱりきちっとお金をもらえるんだったらもらわないかんで、最初からある程度はもうちょっと近くの数字、100万とかぐらいで収まるような数字で計画をしていただいたらと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（程内 覺君）

ほか、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第12号、令和6年度鬼北町一般会計補正予算（第8号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩をします。

再開を14時、午後2時45分からとします。

休憩 午後 2時33分

再開 午後 2時45分

○議長（程内 覺君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

兵頭町長から修正があります。

○町長（兵頭誠亀君）

今ほどの一般会計の補正予算の関連で、近永駅を起点とするといいますか、予土線の路線の関係、時間が変わったとか、生徒さんが使いづらくなったというところについての時系列の部分について、少し正しいところを報告しておきます。

10月9日に宇和島市、松野町、鬼北町それぞれ沿線自治体のほうに、12月13日にダイヤ変更するプレスリリースがあるというところで報告がありました。内容を確認すると、宇和島駅を起点として、上りの分が1便、下りの便が1便、それぞれなくなるということでありまして、もう一つの案件は、朝の便が5分間遅くなるということがありまして、朝の便が宇和島駅に着くのが、8時2分から8時7分になりまして、徒歩で高校まで行く子がですね、なかなか行きづらくなったということもあります。

それから、今ほど言いました夕方の減便については、北宇和高校から宇和島に帰る子の便もですね、本当に時間に合わない便になってしまったというところがありまして、これについて少し時間等も変えてもらいたいという瀬戸際までお願いをしたというところがですね。12月13日のプレスリリースの1週間前に、先ほど申し上げました宇和島市長さんと松野町長さんと私で最後の要望に行ったわけでありまして、聞き入れてはもらえなかったというような状況がございます。

それをプレスリリースをした後はですね、なかなか単独のこういうこともできませんので、落胆と、私の力のなさというものも痛感しておりますけれども、何とかこれで終わりではなく、これから先のこともあるわけでありまして、議員各位においてもそれについて一緒になって要望活動について御理解をいただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（程内 覺君）

はい、よろしいですか。

それでは、日程第16、議案第13号、令和6年度鬼北町用品調達特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第16、議案第13号、令和6年度鬼北町用品調達特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明をいたします。

歳出につきましては、決算を見通し、用品調達費、一般会計繰出金について、所要の額を補正するとともに、歳入につきましても、歳出に準じて補正しております。

この結果、歳入歳出それぞれ55万円を減額し、予算の総額を1,444万1,000円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、会計管理者が説明いたします。御審議のほどよろ

しくお願い申し上げます。

○会計管理者（山本雄大君）

それでは、議案第13号、令和6年度鬼北町用品調達特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

歳出から説明いたしますので、6ページをお開きください。

1款、1項、1目、用品調達費を今回100万円減額し、補正後の額を549万3,000円とするものです。減額理由は10節、需用費の決算見込みによるものです。

次に、3款、1項、1目、諸費につきましては、45万円を増額し、補正後の額を86万7,000円とするものです。これは用品調達費、文書作業費の収支差引見込額を一般会計へ繰り出すため、27節、繰出金を増額するものです。

次に、歳入について説明いたしますので、5ページをお開きください。

1款、1項、1目、用品調達収入を決算見込みにより100万円減額し、補正後の額を600万円とするものです。

次に、2款、1項、1目、文書作業収入を決算見込みにより45万円増額し、補正後の額を843万1,000円とするものです。これにより歳入歳出それぞれ55万円減額し、予算の総額を1,444万1,000円とするものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第13号、令和6年度鬼北町用品調達特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第14号、令和6年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第17、議案第14号、令和6年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明をいたします。

歳出につきましては、決算を見通し、保険給付費、保健事業費等を減額補正するとともに、歳入につきましては、国民健康保険税、県支出金等を減額補正しております。

この結果、歳入歳出それぞれ1億3,613万4,000円を減額し、予算の総額を12億2,892万6,000円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○町民生活課長（善家直邦君）

それでは、議案第14号、令和6年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明をいたします。

はじめに、歳出予算から説明いたしますので、予算書7ページをご覧ください。

2款、1項、1目、一般被保険者療養給付費の18節、負担金補助及び交付金は、1億100万円を減額するもので、決算見込みによるものです。

そのほか、同款、2項、1目、一般被保険者高額療養費の18節、負担金補助及び交付金は2,700万円を、同款、4項、1目、出産育児一時金の18節、負担金補助及び交付金は、150万円をそれぞれ決算見込みにより減額するものです。

次に、6款、1項、1目、特定健康診査等事業費は、415万1,000円を減額するもので、同項、7節、報償費は、260万円を、同項、12節、委託料は、155万1,000円をそれぞれ決算見込みにより減額するものです。

6款、2項、1目、保健衛生普及費は、200万8,000円を減額するもので、同項、18節、負担金補助及び交付金は、130万8,000円を、同項、20節、貸付金は、70万円をそれぞれ決算見込みにより減額するものです。

続いて、8ページをご覧ください。

7款、1項、1目、財政調整基金積立金は、24節、積立金を3万3,000円増額するもので、これは財政調整基金利子の決算見込みによる調整です。

次に、9款、1項、1目、一般被保険者保険税還付金は、120万円を決算見込みにより減額するものです。

次に、9款、2項、1目、直営診療所勘定繰出金は、69万2,000円を増額するもので、特別交付金による診療所運営費の決算見込みによるものです。

続きまして、歳入予算の主なものについて説明いたしますので、予算書5ページをご覧ください。

1款、1項、1目、一般被保険者国民健康保険税は、1,105万6,000円を減額するもので、1節、医療給付費分現年課税分から、3節、介護納付金分、現年課税分まで、いずれも決算見込みにより調整するものです。

続いて、3款、1項、2目、社会保障税番号制度システム整備費等補助金は、29万7,000円を増額するもので、決算見込みによるものです。

続いて、4款、1項、1目、保険給付費等交付金は、1億3,056万4,000円を減額するもので、1節、普通交付金は、1億2,800万円を、歳出2款の保険給付費、決算見込みにより減額するものです。

続いて、同項、2節、特別交付金は、256万4,000円を減額するもので、保険者努力支援制度、特別調整交付金、特定健康診査等負担金の補助金が、それぞれ決算見込みにより減額されたことによるものです。

次に、5款、1項、1目、利子及び配当金は、3万5,000円を増額するもので、財政調整基金利子の決算見込みによるものです。

次に、6款、1項、1目、一般会計繰入金は、450万6,000円を減額するもので、主に国・県から補助を受ける保険税軽減に係る国民健康保険基盤安定負担金を減額したことによるものです。

次に、6ページ、6款、2項、1目、財政調整基金繰入金は、1,133万7,000円を決算見込みにより増額するものです。

次に、8款、3項、1目、一般被保険者第三者納付金は、決算見込みにより97万7,000円を減額するものです。

同項、3目、貸付金元利収入は、70万円を決算見込みにより減額するものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第14号、令和6年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第15号、令和6年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第18、議案第15号、令和6年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明をいたします。

歳出につきましては、決算を見通し、医療用機械器具費、医薬品衛生材料費等を減額補正するとともに、歳入につきましては、診療収入等を減額補正しております。

この結果、歳入歳出それぞれ2,955万9,000円を減額し、予算の総額を1億4,343万5,000円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、保健介護課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○保健介護課長（谷口美穂君）

それでは、議案第15号、令和6年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

はじめに、歳出予算から説明いたしますので、予算書7ページをご覧ください。

1款、1項、1目、一般管理費は、2節、給料を7万8,000円と、3節、職員手当等は10万7,000円増額するもので、いずれも人事院勧告等に伴う人件費等の調整によるものです。

8節、旅費、代診医師派遣に係る費用弁償を41万4,000円、12節、委託料保険請求事務機保守点検に係る委託料を11万8,000円減額するもので、決算見込みにより調整するものです。

18節、負担金補助及び交付金は、代診医師派遣負担金を31万5,000円減額するもので、三島診療所の常駐医師不在による愛媛県立中央病院等からの代診医師の派遣医師依頼回数を精査した結果によるものです。

次に、1款、2項、1目、研究研修費は、8節、旅費を17万9,000円、10節、需用費を10万円それぞれ減額するもので、岩手県で開催された全国国保地域医療学会での不用額等による減額により減額するものです。

続いて、2款、1項、1目、医療用機械器具費は、10節、需用費の修繕料を11万円減額するものであり、医療用機器交換部品等修繕料について、決算見込みにより調整するものです。13節、使用料及び賃借料を298万円を減額するもので、在宅酸素使用料の減によるものです。

次に、同項、3目、医薬品衛生材料費は、10節、需用費を2,552万円減額するもので、地域の人口減少や患者が減ったこと、ジェネリック医薬品への移行などにより、医薬材料費が減少したことによるものです。

続きまして、歳入予算の主なものについて説明いたしますので、5ページをご覧ください。

1款、1項、外来収入は、1目、国民健康保険診療報酬収入を310万2,000円、同項、2目、社会保険料診療報酬収入を5万9,000円、同項、3目、後期高齢者医療診療報酬収入を2,195万9,000円、同項、4目、一部負担金収入を250万9,000円、同項、5目、その他の診療報酬を36万1,000円それぞれ減額するもので、これは前年度に引き続く、薬の長期投与による来院回数の減や地域の人口減少の影響で患者が減ったことによるもの、及びジェネリック医薬品への移行による外来収入の減額です。

次に、同款、2項、1目、諸検査等収入を17万8,000円、同款、同項、2目、

予防接種収入を66万4,000円それぞれ減額するもので、検診料等検査及び予防接種受診者の減少によるものです。

続いて、2款、1項、1目、自動車使用料を13万3,000円、同款、2項、1目、文書料を10万3,000円それぞれ減額するもので、決算見込みにより調整するものです。

次に、4款、1項、1目、他会計繰入金は、一般会計からの繰入金を128万8,000円、同款、2項、1目、事業勘定繰入金は、国民健康保険特別会計からの繰入金を診療所運営費が増加したことにより、69万2,000円増額するものです。

続いて、6ページをご覧ください。

6款、1項、1目、雑入は、10万5,000円減額するもので、決算見込みにより調整するものです。

続きまして、給与費明細書について説明いたしますので、8ページをご覧ください。一般職総括比較の欄をご覧ください。

給料7万8,000円、職員手当10万7,000円、合計18万5,000円をそれぞれ増額するもので、人事院勧告等に伴う人件費の調整によるものです。なお、その内訳につきましては、お目通しください。

次に、11ページ、給料及び職員手当の増減額の明細につきましては、一般会計に準じて作成しておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第15号、令和6年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算

(第2号)についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第16号、令和6年度鬼北町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第19、議案第16号、令和6年度鬼北町介護保険特別会計補正予算(第3号)について、提案理由の説明をいたします。

歳出につきましては、決算を見通し、保険給付費を増額、地域支援事業費等を減額補正するとともに、歳入につきましては、介護保険料、国・県支出金等を増額補正しております。

この結果、歳入歳出それぞれ2,167万円を増額し、予算の総額を17億3,753万7,000円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、保健介護課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○保健介護課長(谷口美穂君)

それでは、議案第16号、令和6年度鬼北町介護保険特別会計補正予算(第3号)について御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、8ページをお開きください。

1款、1項、1目、一般管理費につきましては、73万7,000円を減額補正し、補正後の額を1,477万9,000円とするものです。補正の主な理由は、介護保険システム改修委託料に係る負担金の減でありまして、12節、委託料を補正しております。

同款、3項、1目、介護認定審査会費につきましては、44万円を減額補正し、補正後の額を814万1,000円とするものです。補正の主な理由は、認定審査会委員の欠席により、1節、報酬費及び8節、旅費を24万円減額補正するものです。残りの20万円は職員の給料等の減額です。

同項、２目、認定調査費につきましては、７７万９,０００円を減額補正し、補正後の額を１,９７８万４,０００円とするものです。補正の主な理由は、手数料において認定有効期間の延長措置により認定更新回数が減となり、それに伴う主治医意見書作成の減により７０万円を減額補正しております。また、１０節、需用費の燃料費を１万９,０００円減額した理由は、町外の遠隔地への調査委託回数減によるものです。

２款、保険給付費から、１０ページの３款、地域支援事業費につきましては、それぞれの項目について、決算見込みにより不足する見込みの額を増額補正、または不用額が生じる見込みのものについては、減額補正をするものであります。

次に、１０ページの４款、１項、１目、介護給付費準備基金積立金につきましては、令和７年３月３１日時点において、基金利子が増額となる見込みであり、６万４,０００円を増額補正するものであります。

続きまして、歳入について説明いたしますので、５ページをお開きください。

１款、１項、１目、第１号被保険者介護保険料につきましては、２３６万２,０００円を増額補正し、補正後の額を２億５,２８１万１,０００円とするもので、決算見込みにより増額補正するものであります。

２款、１項、２目、介護予防サービス負担金につきましては、８万２,０００円を減額補正し、補正後の額を２５０万８,０００円とするもので、決算見込みにより減額補正するものであります。

４款、１項、１目、介護給付費国庫負担金、４款、２項、１目、国庫補助金につきましては、保険給付費等の決算見込みにより所要の額を補正するものであります。

６ページに移りまして、５款、１項、支払基金交付金につきましては、交付対象となる保険給付費等の決算見込みにより、１目、介護給付費交付金を増額、２目、地域支援事業支援交付金を減額補正するものであります。

２款、１項、県負担金、同２項、県補助金につきましては、保険給付費等の決算見込みにより所要の額を補正するものであります。

７款、１項、財産運用収入につきましては、１目、利子及び配当金につきましては、令和７年３月３１日時点において、基金利子が増額となる見込みであり、６万４,０００円を増額補正するものであります。

７ページに移りまして、８款、１項、一般会計繰入金につきましては、７０万５,０００円を増額補正し、補正後の額を２億８,０３５万６,０００円とするもので、歳入歳出の決算見込みにより補正するものです。

８款、２項、基金繰入金につきましては、介護給付費準備基金繰入金を２６０万２,

000円増額し、補正後の額を3,504万3,000円とするもので、歳入歳出の決算見込みにより、不足額を基金からの取り崩しにするものです。

続きまして、給与費明細について説明いたしますので、11ページをお開きください。

比較の欄で説明させていただきます。

1、特別職の報酬費については、20万円の減額で、減額の主な理由は、介護認定審査委員の欠席による支給金額が減となったことによるものです。

12ページに移りまして、一般職総括比較の欄をご覧ください。

給料92万1,000円、職員手当90万5,000円、合計182万6,000円をそれぞれ減額するもので、職員の育児休暇取得によるものです。なお、その内訳につきましては、お目通しください。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第16号、令和6年度鬼北町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第17号、令和6年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第20、議案第17号、令和6年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明をいたします。

歳出につきましては、決算を見通し、後期高齢者医療広域連合納付金を増額補正するとともに、歳入につきましては、後期高齢者医療保険料を増額補正いたしております。

この結果、歳入歳出それぞれ92万円を増額し、予算の総額を2億818万7,000円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○町民生活課長（善家直邦君）

それでは、議案第17号、令和6年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

はじめに、歳出予算から説明いたしますので、予算書6ページをご覧ください。

2款、1項、1目、後期高齢者医療広域連合納付金は、18節、負担金補助及び交付金を92万円増額するもので、保険料等負担金徴収実績分の決算見込みによるものであります。

続きまして、歳入予算について説明いたしますので、5ページをご覧ください。

1款、1項、1目、後期高齢者医療保険料は、92万円を増額するもので、その内訳は、1節、現年度分特別徴収保険料を540万円減額し、2節、現年度分普通徴収保険料を640万円増額し、3節、滞納繰越分、普通徴収保険料を8万円減額するもので、それぞれ決算見込みにより調整をするものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第 17 号、令和 6 年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 3 号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 17 号は原案のとおり可決されました。

日程第 21、議案第 18 号、令和 6 年度鬼北町病院事業会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第 21、議案第 18 号、令和 6 年度鬼北町病院事業会計補正予算（第 2 号）について、提案理由の説明をいたします。

収益的収入及び支出のうち、支出につきましては、主に医業費用を増額補正するものであります。また、収入につきましては、医業収益等を減額するとともに、医業外収益等を増額補正しております。

この結果、収益的支出を 2,059 万 4,000 円増額し、補正後の予定額を 9 億 9,312 万 7,000 円とするとともに、収益的収入を 525 万円減額し、補正後の予定額を 9 億 6,621 万 9,000 円とするものであります。

また、資本的収入及び支出のうち、支出については、主に固定資産購入費について減額するものであります。収入については、主に企業債を減額補正しております。

その結果、資本的支出を 291 万 3,000 円減額し、補正後の予定額を 1 億 389 万 5,000 円とするとともに、収入については 355 万 3,000 円を減額し、補正後の予定額を 8,184 万 5,000 円とするものであります。

予算内容の詳細につきまして、保健介護課長が説明いたしますので、御審議のほど

よろしくお願い申し上げます。

○保健介護課長（谷口美穂君）

それでは、議案第18号、令和6年度鬼北町病院事業会計補正予算（第2号）について説明いたします。

補正予算説明書に基づき、説明いたしますので、6ページをお開きください。

はじめに、収益的収入及び支出のうち、収入について説明いたします。

1款、1項、1目、入院収益につきましては、138万9,000円を減額し、4億2,237万6,000円とするものであります。減となった主な要因は、地域の人口減少等によるものです。

同項、2目、外来収入につきましては、732万円を減額し、2億2,770万9,000円とするものであります。減の主な要因は、地域の人口減少によるものです。外来患者につきましても、入院患者と同様、令和2年度に減少し、コロナ禍以前の患者数まで回復しておりません。

同項、3目、その他医業収入につきましては、75万6,000円を減額し、2,282万5,000円とするものであります。減の主な要因は、介護保険意見書等文書料の収入減によるものです。

1款、2項、医業外収益につきましては、525万1,000円を増額し、補正後の額を2億6,224万4,000円とするものです。増額の主な要因は、6目の長期前受金戻入で、受贈財産評価額が上がったことにより、572万6,000円を増額しております。

また、5目、その他医業外収益につきましては、医師公舎等使用料と今年度から売店がなくなったことによる行政財産収入による減によるものです。

同款、3項、1目、訪問看護ステーション収益につきましては、200万円を減額し、補正後の額を3,000万円とするものであります。減の主な理由は、利用者の減によるものです。

同款、4項、2目、その他特別利益につきましては、96万4,000円を増額し、96万5,000円とするものであります。これは医療施設物価高騰対応応援金等を計上するものです。

次に、7ページに移りまして、支出について説明いたします。

1款、1項、1目、給与費につきましては、37万9,000円を増額し、1億2,757万8,000円とするものであります。増の主な理由は、人事院勧告等に伴う人件費等の調整によるものです。

同項、2目、経費につきましては、1,065万円を増額し、7億3,157万3,000円とするものであります。増の主な理由は、指定管理者へ交付する11節、交付金のうち、医業収益である健康保険等診療報酬交付金が、病院事業収益の減により920万円減額と、鬼北町立北宇和病院の円滑な管理運営を行うため、医業外収益等を財産として交付する運営交付金を2,321万円増額するものです。

同項、4目、資産減耗費につきましては、1,156万5,000円を増額するもので、医療用機器等更新に伴い、老朽化した既存の機器等固定資産を廃棄し、帳簿価格を除去するものであります。

同款、3項、1目、訪問看護ステーション費につきましては、200万円を減額し、3,000万円とするものであります。減の主な理由は、利用者の減によるもので、訪問看護ステーション収益分を訪問看護等報酬交付金として交付するものであります。

続きまして、8ページをお開きください。

次に、資本金収入及び支出のうち、はじめに、中ほどにあります支出から説明いたします。

1款、1項、1目、建設改良費につきましては、19万5,000円を減額し、1,973万円とするものであります。補正の理由は、リハビリ室設置工事、チラー改修工事、スプリンクラー設置工事、中央監視装置更新の入札減少金等によるものです。

同款、2項、1目、固定資産購入費につきましては、271万8,000円を減額し、4,205万5,000円とするものであります。補正の理由は、手術用ドリル、無影灯、調剤支援システム、薬袋印字装置、自動血沈計、遠心分離機、医療在庫管理システム、配膳車、外科用イメージ、訪問看護レセプト、PCR検査機器購入費等の入札減少金等によるものです。

次に、収入について説明いたします。

1款、1項、1目、企業債につきましては、支出の1款、1項、1目、建設改良費及び同款、2項、1目、固定資産収入費の企業債対象経費に係る補正相当額を、医療機器整備及び医療設備整備事業債からそれぞれ減額するものであります。

同款、3項、1目、補助金につきましては、支出の1款、2項、1目、固定資産購入費のうち、移動型デジタル式汎用X線透視診断装置の購入に係る県僻地医療拠点病院設備整備事業費補助金の交付決定によるものであります。

続きまして、9ページをお開きください。

キャッシュ・フローの計算書につきましては、補正予算に伴う現金の流れについて算定しておりますので、お目通しをお願いいたします。

次に、1 ページをお開きください。

第2条であります。今ほど説明いたしました内容により、令和6年度鬼北町病院事業会計予算の第2条に定めた業務の予定量を補正するものであります。

次に、第3条であります。前条と同様に、令和6年度鬼北町病院事業会計予算の第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものであります。

2 ページに移りまして、次に、第4条であります。前条と同様に、令和6年度鬼北町病院事業会計予算の第4条に定めた、資本的収入及び支出の予定額を補正するものであります。

次に、第5条であります。令和6年度鬼北町病院事業会計予算の第5条に定めた企業債について、事業の確定に伴い、限度額を改めるものであります。

記載の方法、利率及び償還の方法については、補正前と同じです。

3 ページから5 ページの補正予算実施計画については、割愛させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第18号、令和6年度鬼北町病院事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第２２、議案第１９号、令和６年度鬼北町下水道事業会計補正予算（第２号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第２２、議案第１９号、令和６年度鬼北町下水道事業会計補正予算（第２号）について、提案理由の説明をいたします。

収益的収入及び支出のうち、支出については、営業費用について減額するとともに、営業外費用を増額しております。また、収入につきましては、営業外収益を減額しております。

この結果、収益的支出を７１５万円減額し、補正後の予定額を１億９,０７７万３,０００円とするとともに、収益的収入については、１億３７７万５,０００円を減額し、補正後の予定額を１億８,５８２万円としております。

また、資本的収入及び支出のうち、支出については、建設改良費を減額するとともに、収入につきましては、企業債等を減額しております。

この結果、資本的支出を１,３８２万３,０００円減額し、補正後の予定額を５,９０３万３,０００円とするとともに、資本的収入については、１,４３０万１,０００円減額し、補正後の予定額を５,９６２万１,０００円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、環境保全課長が説明いたします。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○環境保全課長（森 明君）

それでは、議案第１９号、令和６年度鬼北町下水道事業会計補正予算（第２号）につきまして説明をいたします。

収益的収入及び支出のうち、支出から説明いたしますので、８ページをお開きください。

１款、１項、営業費用につきましては、決算見込みにより８２４万５,０００円減額し、補正後の額を１億８,０４３万７,０００円にするものであります。主な補正内容につきましては、３目、１４節、委託料６５６万８,０００円の減額は、浄化槽施設分で入札執行等により不用額を補正するものであります。

６目、１節、固定資産除却費１４９万３,０００円の増額補正につきましては、農集施設分で、通信装置更新に伴う既存装置の除却費用を計上したものであります。

１款、２項、営業外費用につきましては、決算見込みにより１０９万５,０００円

増額し、補正後の額を848万6,000円にするものであります。

主な補正内容につきましては、2目、1節、消費税及び地方消費税120万円増額補正は、確定申告額に基づき農集分80万円、浄化槽分40万円を計上したものであります。

7ページをお願いします。

収入につきまして、説明いたします。

1款、2項、営業外収益につきましては、決算見込みにより1,377万5,000円減額し、補正後の額を1億2,575万2,000円にするものであります。主な補正内容につきましては、3目、1節、一般会計補助金1,334万円の減額補正は、収益的収支に対する補てん分として農集分591万1,000円の減額、浄化槽分742万9,000円の減額で調整したものであります。

10ページをお開きください。

資本的収入及び支出のうち、支出から説明いたします。

1款、1項、1目、20節、工事請負費1,382万3,000円の減額補正につきましては、浄化槽施設の設置数及び請負契約額の減によるものであります。

次に、収入につきまして説明いたしますので、9ページをお願いします。

1款、1項、企業債660万円、2項、補助金592万8,000円の減額補正につきましては、今ほど説明いたしました浄化槽に係る支出の減額に伴う調整であります。

3項、負担金等177万3,000円の減額補正につきましては、1目、1節、一般会計負担金268万3,000円の減額は、農集施設の受益者負担金の財源を企業債元金の償還金へ充当したことによる補正であります。

2目、1節、地域負担金91万円の増額は、浄化槽を設置数の減、33基から18基による140万円の減額と農集施設の新規加入件数の増、1件から7件による231万円の増額の差額分を補正したものであります。

続きまして、11ページをお願いします。

キャッシュ・フロー計算書につきましては、補正予算に伴う現金の流れについて算定しておりますので、お目通しをお願いします。

続きまして、1ページをお開きください。

第2条の予算第3条で定めた収益的、第3条の予算第4条で定めた資本的のそれぞれの収入及び支出につきましては、先ほど説明いたしました内容で予定額を補正するものであります。

第4条につきましては、予算第5条で定めた2つの企業会計を決算見込みより改めたものであります。

第5条では、予算第9条で定めた一般会計からの補助金の金額を1,442万6,000円で改めたものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第19号、令和6年度鬼北町下水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本日の会議は、議事の都合により、これで延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

なお、明日3月6日は、定刻に会議を開きます。

本日は、これをもって延会します。

○副議長（末廣 啓君）

起立願います。

礼。

（午後 3時33分 閉会）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

鬼北町議会議長

鬼北町議会議員（ 2 番）

鬼北町議会議員（ 3 番）